

平成26年第3回那須塩原市議会定例会

議事日程（第4号）

平成26年9月5日（金曜日）午前10時開議

日程第 1 市政一般質問

23番 平山啓子議員

1. 解禁から10年を迎えた自動体外式除細動器（AED）について
2. 障害者就労施設等からの物品購入について
3. いつまでも健康で歩き続けるために
4. 「子ども部」の設置について

2番 星 宏子議員

1. 本市における熱中症対策について
2. 家庭教育支援の充実について
3. 除染作業について

4番 齊藤誠之議員

1. 那須塩原市の住みよさランキングについて
2. ふるさと納税について
3. 小中一貫校について

11番 高久好一議員

1. 不登校対策について
2. 全国学力テストについて
3. 職員の待遇改善について
4. 米価対策について

出席議員（26名）

1番	藤村由美子君	2番	星宏子君
3番	相馬剛君	4番	齊藤誠之君
5番	佐藤一則君	6番	鈴木伸彦君
7番	櫻田貴久君	8番	大野恭男君
9番	伊藤豊美君	10番	松田寛人君
11番	高久好一君	12番	鈴木紀君
13番	磯飛清君	14番	眞壁俊郎君
15番	齋藤寿一君	16番	君島一郎君
17番	吉成伸一君	18番	金子哲也君
19番	若松東征君	20番	山本はるひ君
21番	相馬義一君	22番	玉野宏君
23番	平山啓子君	24番	植木弘行君
25番	人見菊一君	26番	中村芳隆君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	阿久津憲二君	副市長	人見寛敏君
教育長	大宮司敏夫君	企画部長	片桐計幸君
企画情報課長	佐藤章君	総務部長	和久強君
総務課長	赤井清宏君	財政課長	八木澤秀君
生活環境部長	山崎稔君	環境管理課長	舟岡誠君
保健福祉部長	松江孝一郎君	社会福祉課長	藤田恵子君
産業観光部長	藤田輝夫君	農務畜産課長	中山雅彦君
建設部長	若目田好一君	都市計画課長	君島勝君
上下水道部長	須藤清隆君	水道課長	小仁所滋君
教育部長	伴内照和君	教育総務課長	小林一恵君
会計管理者	大島厚子君	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局長	阿美豊君
農業委員会 事務局長	田代晴久君	西那須野 支所長	熊田一雄君
塩原支所長	成瀬充君		

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長	阿久津	誠	議事課長	白井	一之
課長補佐兼 議事調査係長	増田	健造	議事調査係	人見	栄作
議事調査係	小池	雅之	議事調査係	伊藤	靖

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（中村芳隆君） おはようございます。
散会前に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は26名であります。

議事日程の報告

議長（中村芳隆君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議員各位に申し上げます。6月6日付議会運営委員長名での通知及び報告でお願いいたしました会派代表者質問及び市政一般質問において、質問者は答弁者の指名を行わないことの申し合わせ事項の徹底を、再度確認をお願いいたします。

市政一般質問

議長（中村芳隆君） 日程第1、市政一般質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

平山啓子君

議長（中村芳隆君） 初めに、23番、平山啓子君。
23番（平山啓子君） 皆様、おはようございます。

議席23番、公明クラブ、平山啓子でございます。
4項目ほど質問させていただきます。

まず、第1項目め。

解禁から10年を迎えた自動体外式除細動器（A

ED）について伺うものです。

AEDの使用が一般市民に解禁されてから、ことし7月1日で丸10年がたちました。普及台数は53万台を超え、救急搬送された心肺停止傷病者のうち、現場に居合わせた市民によってAEDを含む応急手当が実施された割合は毎年伸びております。しかしながら、いまだ半数以上が救急隊が到着するまで何も手当でされないのが実情です。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

本市のAED設置箇所と台数についてお伺いいたします。また、AEDを使った事例についても伺います。

AED設置箇所の関係者は救命講習を受けているのかお伺いします。また、受けている場合には、講習を受ける意義について、どのように考えているのか、あわせてお伺いいたします。

AEDのメンテナンスは、十分に行われていますか、お伺いいたします。

24時間営業のコンビニエンスストアを、いつでも誰でも使えるAEDの拠点にしてはどうか、市の考えをお伺いいたします。

AEDマップを整備するお考えについてお伺いいたします。

以上、第1回目の質問といたします。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君の質問に対し、答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） それでは、1、解禁から10年を迎えた自動体外式除細動器（AED）についてお答えを申し上げます。

初めに、本市のAED設置箇所と台数について、また、AEDを使った事例についてお答えいたします。

市内における設置台数につきましては、把握をしておりませんが、市の公共施設について

の設置箇所は96カ所で、台数も96台でございます。

また、使用の実例でございますけれども、今年8月26日現在においての実績になりますけれども、平成20年度に1回、それから平成25年度に1回、今年度2回の合計4回の使用の実績がございます。

次に、のAED設置箇所の関係者は救命講習を受けているか。また、受けている場合には、講習を受ける意義についてどのように考えているかについてでございますけれども、市のAED設置施設の職員については、特に資格の取得を求められているところではございませんけれども、設置施設においては、AEDを使用する場面に遭遇する可能性が高まることから、AEDの使用に関する講習を受講しているところでございます。

次に、のAEDのメンテナンスは十分に行われているかについてでございますが、AEDはいざというときに備えるという装置の目的からも適切な管理が求められておりますので、市の各AED設置施設管理者へは、日常点検と交換時期のある消耗品の適正管理について徹底を図っているところでございます。

次に、の24時間営業のコンビニエンスストアをいつでも誰でも使えるAEDの拠点にしてはどうか、市の考えについてですが、救急救命の観点からは、AEDの設置箇所がふえることはとても望ましいことであると考えます。

その中でも24時間営業のコンビニエンスストアは、救助者にとって目印となりやすく、かつ、利用しやすい施設の一つであります。そのAEDの設置につきましては、施設管理者の考えに委ねられることになろうかと考えているところでございます。

次に、のAEDマップを整備する考えについてでございますが、市内の公共施設については、市のホームページで設置箇所とともに、地図情報

も公開しているところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） それでは、再質問いたします。

本市の、今ご答弁をいただきました。本市におきましても、本当に全公共施設というくらいに設置箇所が96カ所、96台とのご答弁がありました。設置場所についてはどうでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） 設置場所というのは、配置の関係という意味合いというご質問でよろしいでしょうか。そういう理解ということで、ちょっとお答えを申し上げたいと思いますけれども、AED設置のために特に市の施設を設けるといことはなかなかできないところでございまして、既存の施設につけるといことで、なるべく多くの箇所につけるとい考えで設置をしているところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） すみません。質問がちょっと悪かったかもしれません。

設置場所というのは、それぞれの台数が、どういところに置いてあるのかということなんですけれども。すみません。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） 例えば、この庁舎であれば、1階の正面玄関入ってすぐ左側にございますけれども、そういうようなAEDの建物における位置関係というようなご質問かと思えますけれども、全部96カ所申し上げるのも、なかなか時間をかければ当然できることでございますけ

れども、どの程度、例えば代表的なところで庁舎を申し上げますけれども、この本庁舎につきましては、1階正面入って、正面玄関の左側のところにございますけれども、西那須野支所でございますと正面玄関のところ、それから塩原支所は公民館の図書コーナー、それから黒磯保健センターはセンターの玄関、西那須野保健センターは、センター事務室。

建物全部ちょっと確認したわけではございませんけれども、比較的目立つところにあるのではないかというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） やはり、どちらかというと、庁舎内とか学校関係、公民館関係でいえば、例えば職員室の中とか、そういうところに設置されているのではないと思われるんですけれども、公共施設は主に土曜、日曜、祭日が休みとします。そういう中で、いざというときに、それが本当にお役に立てる場所になっているか、本当にそれで機能が果たせるのでしょうかという意味も含めてのあれなんですけれども。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） 例えば、その施設が閉館をしているようなときには、基本的には、その施設を訪問する人というのはおりませんけれども、その施設にあって、外部で倒れている人を発見した人が使いたいと、そのような場合を想定すれば、現実的には使えないということになるかと思えます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） やはり、どういうときに使用するかというのは、これは待ったなしという

か想像もつかないことなんですけれども、やはり今後設置場所については、外に置くというのはちょっと無理なんですし、ちょっと盗まれちゃったという件もあるので、やはり設置場所については、今後ちょっと見直して使い勝手のいい場所というか、そんなふうな方向でも考えてもらえないかなと思うんですけれども、設置場所についてちょっとまた再度お伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） 建物の管理全般につきまして、私からなかなかお答えしにくいところもございますけれども、基本的に施設のAEDは、その施設を訪問されている方の使用を前提にしているかと思えます。外部で、たまたま施設の近くの道路を通っている方が倒れたというところまでの対応というのは、なかなか外部に設置しない限り難しいところがあるのは事実でございすけれども、なかなか先ほど議員が申されましたように、誰でも好きにということになれば、いざというときにはないなんてことにもなりかねませんので、なかなか難しいところはあるかと思えますが、他市の事例なんかも含めてちょっと研究をさせてもらえればと思えます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） それでは、のほうに質問を移ります。

通報を受けてから救急車が現場に到着する所要時間は全国平均で7分から8.3分というふうにデータが出ております。心肺停止の場合は、現場に居合わせた人が、何もしなければ致命的になりますし、だからこそ勇気を持って心肺蘇生を行うことが大切であり、一般市民も講習を受けられる機会が本当に必要になってまいりました。

そこで、A E D設置施設の職員の方々は、先ほどもご答弁がありましたように、A E Dを使用する場面に遭遇する可能性が高いところからも、講習の受講は、全員が受講されているのでしょうか。

また、今までに受けていられている方も、これは2年に一度更新されるのが理想と聞いておりますけれども、この点についてもお伺いいたします。議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） 例えば本庁ですと、私どもも含めて全員が、その施設に関係する人間ということになってまいりますので、施設に関係する職員ということになれば、基本的には市職員は全員ということに極論を申せばなるのかと思いますけれども、本庁内のような大きなところは、そういうわけにはまいりませんので、全員が受けているということはないところでございますけれども、例えば公民館ですと、新たに公民館に赴任を、着任というか異動をしてくるという、そういうような職員については受けるようにというように行っているところでございます。

ただ、2年に一度、あるいは3年に一度、1回受けたから忘れないようにというような講習を受けているかということまでは把握しておりません。申しわけございません。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） これは私もそうなんですけれども、私も何年前に受けて、もうとっくに期限切れになっていて、本当に最近受けなきゃいけないと感じている者の一人なんですけれども、やはり、例えば庁舎の職員の方で受けた方が、いざというときに、たまたま使える方がお休みだとか、そのときに、じゃ、果たして誰がやるのと茫然と見ているというわけにもいかないので、確かに全員が受けるというのは、なかなか大変でしょ

うけれども、順次全員が講習を受け、いざというときに備えて使えるような方法もぜひ取り組んでもらいたいと思います。

これは、あるホテルのロビーに勤務している壮年の方なんですけれども、やはり1日に何百人も訪れる施設なので、いざというときに備え訓練を重ねているというような声も聞いております。

また、一般市民が心肺停止状態の人を発見し、その場でA E Dを使用した場合の1カ月後の生存率は、未使用の場合よりも約4.4倍高いと言われております。

しかし、市民によるA E Dの使用率は、2012年度においては、まだまだ3.7%という低調な結果なんです。やはりこれは、A E Dが普及されたとしても使い方がわからなければ宝の持ち腐れで、「これでは10年前と同じだ」と施設関係の方も言っていましたけれども、やはり使い方がわからない人が多くて、またフル活用されていないのが現状だと思います。

そこで、本市において、一般市民への受講率を高める取り組み、また、いろいろな講習の呼びかけなんかは、どのようになされているのでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） 特に現時点におきましての一般市民の方へのA E Dの使用についての講習というのをやったというような事例はないように思います。

ただ、若干ご質問から外れるところがあるかと思いますが、先ほど使用例が4件あったというようなことで申し上げましたけれども、そのうち1件につきましては、来庁の方が倒れているということで消防に連絡したところ、消防のほうからA E Dを使用してというような指示を受けて

使用しようとしたところ、機械のほうで、電気ショックといいますが、それを与える必要がないというような、機械のほうがそういう判断をしたと、ということで、現実には心臓がとまっていたというよりは、クモ膜下ということで運ばれて、命は取りとめたというような事例もございますので、議員おっしゃるとおり講習は確かに必要かと思いますが、それとあわせて、今、機械がそういう判断もしてくれるようになっていきますので、積極的に使うというようなことを広く広めることも重要なのかなと思うところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） やはり今、いろいろな事件、事故が、予想もしないようなことが起きている中で、やはり一人一人が、やはりそういう前向きに、じゃ、私もそういうのを受けてみようかというもふえているのも現実だと思うんです。

また、ぜひとも自主防災組織、また婦人団体なんかにも、市のほうから、やはりそのような講習の呼びかけを今後やっていただきたいなと思っております。

やはりまた、受けるのも、やはり本当に形式的な講習ではなく、気持ちのスイッチをどう入れるかが大事であるということも、ある方が言っておりました。正しい認識を持ってもらうことが、いろいろなAEDの使うことの怖さとか、先入観を乗り越えて、AEDの活用が一段と進む鍵になるということです。たとえ助からなかったとしても、今の事例ではないですけども、心肺蘇生を行った人が罪に問われるということはありません。むしろ、何もしなかったことが問題であるのではないのでしょうか。AEDは、先ほどもご答弁にもありましたように、電気ショックによる除細動が必要な人にしか働かない、必要かどうかは診断する

のは機械でもあるということで、そういう知識を一人一人が持つことが大事じゃないかと思います。

これは、やはりほかでの例なんですけれども、最近の2011年に埼玉県の小学校の駅伝の練習中に亡くなった女の子の例ですけども、やはりこれは救急隊員が到着するまでの間、11分間あったそうです。そのときにAEDを含めた救急措置が、救命措置が行われなかったと言っておりました。学校関係者は、何と2週間前に救命講習を受けていたにもかかわらず、誰もが気持ちのスイッチが入らなかったというんですね。その人が突然倒れて、反応がなく、呼吸がおかしいと思ったら、とにかく胸を押すこと、迷ったらとにかく心臓マッサージを優先的にやってみる、いざというときに役立つものは、シンプルイズベストの考え方だということをおっしゃいました。

本当に、本市におきましても、救命率を高めるために、全職員がやはり順番で、本当に一人一人がそういうのを受講して、いざというときに備えておくものではないかと考えております。

また、いざというときに、なかなか本当の立派な救急救命士さんでも仕事以外の現場で、違うところに離れた場合に果たしてできるかということで、やはり大変な思いをして命を救ったという例も聞いております。

また、順番が常に頭にインプットされてないと、いざというときに、こんな大事な場面に私たち素人が手を出していいのかとか、そういうようなちゅうちょするような気持ちもあると思うんですね。そういうときに、あるところでは、講習を受けても忘れがちな心肺蘇生の手順、心構えを、誰も口ずさめる童謡の曲に乗せて歌って、その手順を覚えるという自治体もあります。

例えば、「もしもそのとき君がいたら、勇気を出して始めよう。意識なければ、応援呼ぼう119

番、A E Dなど」。これは童謡の歌詞に乗って、皆さんが口ずさんで、その順番を忘れないようにしているということでした。

のほうに入ります。

ただいまA E Dのメンテナンスは、日常点検と交換時期のある消耗品の適正管理については徹底して行っているということで、安心いたしました。

いざというときにバッテリーが切れて役立たなかったというケースもあります。今後も徹底した管理をお願いいたします。

のコンビニに設置ということで質問いたします。

これは、確かに設置義務はございません。設置管理者の考えに、確かに委ねられると考えられますけれども、やはり先ほども言いましたように、公共の場では、確かに広がりました。しかし、救急搬送される心肺停止の患者の約7割は、一般家庭からと言われております。コンビニは住宅地に近い場所に、かなり設置されているのが現状です。それで、いつでも誰でも使えるA E Dの拠点にしようという試みも全国で広がっているところです。

本市におきましても、市内のコンビニ、たくさんあるんでしょうけれども、ちょっと数は調べてないんでわからないんですけれども、市内のコンビニと設置協定を結んで、市民の命を守るためにA E Dの配置をしたらいかがか、もう一度伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） 例えば健康志向の高まりで、早朝ウォーキングをされる方などもある時代でございます。そういうとき、真夜中にうろろしている人はどうでもいいというわけはありませんけれども、そういうことも含めれば、コンビニというのは大変有効な設置箇所であると

というのは、先ほどお答えしたとおりでございます。

ただ、そういう認識は同じでございますけれども、現時点におきましては、ちょっとそこまでの考えは持っていないというところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） これもやはり先進事例なんですけれども、やはりそこでは、そういう事件、事故がかなり多発しているということで、初めはその市内にあるセブンイレブン、ローソンとか、その2社、8社あったらしかったんですけれども、初めはその2社と協定を結んで、市内のコンビニに、こちらから設置させていただきみたいな形になるんでしょうけれども、全額市の負担で設置をさせていただいて、その中からも、本当に貴重な命が助かったという事例もございますので、長い目で見て本市にも、そのようなコンビニとの提携を結んで、ぜひ市民の生命第一に考えていっていただきたいなと思っております。

のA E Dのマップについて伺いいたします。

先ほどのご答弁で、やはり市内の公共施設につきましては、市のホームページで設置状況、地図情報も公開されていると伺いました。

それを、確かにA E Dが設置されている公共施設、学校、民間の商業施設等が一目でわかる、網羅されているマップがあれば、119番通報を受けた消防が一目瞭然で通報者の位置をA E Dのマップの上で特定して、最寄りのA E Dの場所をわかりやすく伝えることができるということで、これも消防との連携をとりながら、やはりやっていかなくちゃならないことなんですけれども、指定避難所じゃないですけれども、そういうA E Dのマップが各施設、公民館なり、そういう公共施設に設置してあれば、すごく便利というか、急を要する場合に、一刻を争う救命現場での時間ロスにもな

るのではないかと考えられますけれども、この点はいかがでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） マップの件でございますけれども、先ほども申しましたように、市の施設についてはホームページで公開、地図もお示しをしているところでございます。

それから、先ほどはお答えをしてございませんけれども、財団法人で日本救急医療財団AED設置場所検索というのを運営しているのがございまして、その地図上では、全国AEDの設置箇所というのは示されてございます。ただ、これがタイムリーに、常に正確な位置を示している、あるいは、もうなくなった施設の整理とか、そこら辺がどうなっているかというところまではちょっと存じ上げませんが、そういうような仕組みもございまして、そういうような地図の活用をお願いできればと思うところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） 日本はAEDの普及率が世界一と言われております。しかし、使い方もわからない人も多く、フル活用されていない状況であります。現場に居合わせても、不安などから使用をためらっているケースもある。人の命がかかっている。大声を出すだけでも構わない。勇気を出すことから救命は始まると言われております。講習を受けられる機会をふやしたり、子どもたちに命の尊さ、勇気の大切さを長い目で教えてくれる教育にも展開されていくことと思います。

さらに市民への普及、啓発に、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

2項目めに入ります。

障害者就労施設等からの物品購入についてお伺

いいたします。

障害者就労施設等からの物品購入を積極的に進めてもらおうと「障害者優先調達推進法」が施行され、2年目を迎えたことから、以下についてお伺いするものです。

本市には障害者就労施設や事業所が何力所あるかお伺いいたします。また、各施設においてどのような商品を取り扱っているかについてもお伺いいたします。

「障害者優先調達推進法」で義務づけられた調達方針の策定状況についてお伺いいたします。また、その実績についてもお伺いいたします。

本市が購入対象として想定しているものは何かお伺いいたします。

今後の取り組みについてお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君の質問に対し、答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） 2の障害者優先調達推進法に関連する質問にお答えいたします。

まず、本市内の障害者就労施設等の数でございますけれども、14事業所でございます。

それから、取り扱っている商品と申しますが、品物でございますけれども、それには、代表的なものでございますけれども、パン、あるいは菓子類、手芸品、木工品、花・苗などがございます。

次に、本市の調達方針の策定状況及び実績についてでございますけれども、調達方針は、本市が発注する物品等の調達の目標を示すものでございます。平成26年度の優先調達方針を8月に策定し、現在ホームページで公表しているところでございます。

また、平成25年度の市の公費から支出して購入した実績は11万5,000円でございます。

続いて、本市が購入対象として想定してい

るものについてでございますけれども、食品や手工芸品、農産物などの作製販売される物品、さらに封入封緘、書類の袋詰め等でございますね、や、印刷物の折り込みなどの軽作業、除草、清掃作業などを想定しているところでございます。

最後に、の今後の取り組みについてでございますが、庁内に向け、調達方針と障害者就労施設等がどのような商品や作業を提供できるかを示したところでございます。市が発注するものにつきまして、積極的に調達の推進が図られるよう進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） それでは、再質問させていただきます。

ただいまのご答弁にありましたように、本市においては施設が14事業所あるということで、各西那須、塩原、黒磯地区のそれぞれの何カ所あるか教えていただきたいと思っております。

そしてまた、この14事業所全ての事業所から何らかの取扱商品は来ていますか。お伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） すみません。ちょっと地区ごとに就労施設を分けるという作業をしておりませんので、若干お時間をいただいてお答えを差し上げますけれども、ちょっと地区別の区分が時間がかかるので、ちょっと今申しわけございませんが、ご勘弁いただければというところですが、商品につきましては、ちょっと全部から来ていのかどうか確認しておりませんけれども、ざっと見たところですが、全部の事業所からはうちのほうに届け出は来ていないように思います。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） それでは、のほうに移ります。

この推進法は昨年の4月に施行され、施設に発注する商品やサービスの数値目標などを、調達方針として毎年度まとめるように定められているとなっております。

平成26年度は8月ですから、先月ですね。策定されて、さらにホームページにて公表されていると今ご答弁ありました。自治体の罰則はありませんけれども、ほかの自治体よりもちょっと策定に時間がかかったという、その理由をお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） 本来ですと昨年中に策定ということが求められていたところかと思っております。特にわざとおくらせたというような事情は、もちろんございません。強いて理由を申し上げますれば、なかなか他の公務でというようなことになろうかと思っております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） 昨年度の調達方針は公費から支出し、購入実績が11万5,000円と伺いました。昨年度の本来の目標はお幾らだったのでしょうか。また、主な物品をお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） 昨年度の購入につきましては、特に目標値は設けてございませんでした。

それから、昨年度購入した主な物品ということでございますけれども、購入した中には幾つか種類がございますけれども、事業の啓発なんかに使

えるコースターとか、そのようなものでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） それでは、 を続けて質問いたします。

先ほど購入対象で想定しているものということで、軽作業とか除草とか、いろいろなもの出ておりました。確かに、それだけをつくっている施設ではありませんしね、大量にできるものでもないし、なかなかそこも厳しいと思うんです。

また、今後の取り組みとして、市が発注するものについて積極的な調達の推進ということで、例えば、間近に控えたイベント、ねんりんピックでのそのようなご協力とか、そこら辺のところ何か考えていますでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） ねんりんピックにつきましては、例えば高齢者のチームですとか、特定の部分について表彰するというようなことは予定はしてございますけれども、全国から来てくださるということで、特に那須塩原市の記憶に残るようなということで、太鼓判を押された商品というものを想定してプレゼントしたいというふうに考えているところでございまして、障害者施設からの調達というのは考えておりません。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） その今、太鼓判を押す商品というのは、ちなみにどのようなものでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） 申しわけござい

ません。市の特産物ということで、例の牛の太鼓判が押されているという意味で申し上げたんですけれども、例えばワインですとか、チーズですとか、そのようなものでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） これは、一つの提案なんですけれども、やはり本庁、支所、いろいろな公共施設に、障害者の方がおつくりになった商品を、前も何か質問したと思うんですけれども、どこかそういうコーナーを設けて、常にPRするというか、そのような形はとれないものかないつも思っているんですけれども、やはりこういうところで市民の皆様にご覧いただくというのも大事なことじゃないかと思うんですけれども、今後、この件に関してはどうでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） 本庁ですと、公設のということではございませんけれども、月に何度か、そういう障害者施設の方が商品を、狭い通路でございまして並べて販売をしているというような販売会は、毎月定期的に行っているところで、お買い上げをいただいたこともあろうかと思えます。ご協力いただいてありがとうございます。

支所につきましては、ちょっとそういうことをしていないかと思えますけれども、販売するものも、そういう通所施設に通っている方ということになってくるかと思えます。そういう中で、そういう常設というのができるのかどうか、通所施設側の余裕と申しますか、事情と言いますか、そういうのも当然考えなければならないことになろうかと思えます。ちょっと今、すぐできるとかできないとか、お答えすることができませんので、研究を

させていただければと思うところでございます。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） その設置をするというのは、そんな特別難しいことではないんじゃないかなというふうに思います。やはり、そういうところで皆様に知ってってもらうということも非常に大事だと思います。月に一度、下でパンとか、いろいろ売りに来ますけれども、やはり関係者の方だけというのもあるし、やはり市民の皆様に広く知ってもらうための、やはりあそこの、例えば市民室でしたら、たくさんいろいろな特産物が飾ってありますよね。ああいう中の一つに、やはりこういうのをつくっているんだよって、わかってもらうということも非常に大事だと思います。

また、一つの障害者の工賃アップのためにもつながるかと思うんですけれども、微力ですけれども、例えば庁内の視察に来たお客様へ、そのお土産の中にそっと忍ばせるとか、ちょっとおもてなしふうに、既に皆様ご存じでしょうけれども、これは箸置きです。これは「ふれあいの森」と書いてあります。この竹でつくった箸置きとか、これが夫婦の箸置きで150円と書いてあります。あとは皆様もご存じのように、牛乳パックリサイクル品、これは「こころの里」さんのメモ帳なんかを、やはりいろいろな確かにお土産もあるでしょうけれども、その中に使っていく、PRしていくということも、非常に大事なことはないかなというふうに考えております。

また、民間の企業の方にも、この取り組みの輪を広げるために、情報発信していったら、企業の団体の方にも知ってもらうということも大事じゃないかなと思うんですけれども、この庁内だけではなく、企業、民間への情報発信について、どのようにお考えでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） この優先調達の本来の趣旨は、そこで働く方々の賃金のアップ、ひいては自立の支援ということでございます。この法律上は、縛っているのは各市町村の購入義務ということで、民間の方の、企業の購入ということまでは言及していない法律ではございますけれども、本来の趣旨からいえば、広くお買い物いただけるということは、より好ましい方向なのかなというふうに思います。

一方、こういう商品をつくる側の企業の需要に合ったものがつくれるのかとか、作業にしても厳しい環境で働けるのかとかいろいろございますので、そういう施設の方々とお話をしながら、現にやられているかと思っておりますけれども、PRできる部分についてはPRをしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） 地道なことですが、何とかもう少し前向きに広げていっていただけたらなと要望いたしまして、3番に入ってまいります。

3番、いつまでも健康で歩き続けるために。

いつまでも元気な足腰を維持したい。近年、介護予防の観点から、ロコモ、ロコモティブシンドローム、運動器症候群と言いますが、注目されております。立つ、歩くといった移動機能が低下し、寝たきりや要介護になる危険性が高い状態を指します。

これらのことを踏まえて、以下の点についてお伺いいたします。

本市のロコモ予防対策についてお伺いいたします。

ロコモの認知度向上のため、普及・啓発に積

極的に取り組むべきと考えますが、市のお考えをお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君の質問に対し、答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） 3のロコモティブシンドロームに関するご質問にお答えをいたします。

若干、議員が質問の中でご説明くださっていますので重複いたしますけれども、ロコモティブシンドロームと申しますのは、筋肉や骨、関節などの運動器が、加齢や生活習慣などによって正常に機能しなくなる症状のことでございます。骨粗鬆症などもこの部類に入るということでございます。立ったり歩いたりといった日常の基本的な動作に支障が出て、要介護リスクが高い状態になることから、その予防対策が近年、注目されているところでございます。

そういう中で、本市のロコモティブシンドロームの予防対策についてでございますけれども、まず、若い世代を対象としたものとしては、健康セミナーの中で運動器の重要性についての啓発を従来から行ってきたところでございます。

さらに今年度は、20歳から64歳までの方を対象とした健康セミナーや、30歳、35歳の節目健診で「ロコモ度テスト」というものがございますけれども、そのテストを実施し、意識的に運動習慣を持つことへの動機づけを図っていく予定でございます。

一方、高齢者に対しましては、地域包括支援センターで実施している介護予防教室やシニアセンターでの筋力トレーニングなどの中で、運動器の機能向上に取り組んでいるところでございます。

次に、普及・啓発に対する市の考えについてお答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、ロコモティブシンドローム予防対策というのは、介護予防や生活習慣病の予防の観点からも非常に重要なものと認識しているものでございます。各種の検診や健康診断を通して、若いうちから運動器に関する知識の普及・啓発を図ってまいります。

また、高齢者に関しましては、食べたり話したりする機能である口腔機能の向上や、栄養改善などとあわせて複合的に行うことで、より高い効果が得られるものになると考えております。

今後とも、生涯学習出前講座のメニューにもなっている「元気もりもり講座」を初め、さまざまな機会を捉えまして、介護予防の必要性和ロコモティブシンドロームを含めた予防対策についての普及・啓発に取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） それでは再質問いたします。

ロコモは今ご答弁にもありましたように、脳卒中、認知症と並んで、介護予防を阻む3大要因の一つと言われております。骨や筋肉は、適度な運動を行い、カルシウムやビタミン、たんぱく質を栄養をとることが骨を強く丈夫にすることができると言われております。そして健康寿命を延ばすためにも、ロコモ予防をしていくことが求められていると言われております。

本市の今、予防対策として、今年度はロコモ度テストを実施、また、運動習慣の動機づけのご答弁がありましたけれども、具体的にちょっとお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） 具体的に申しますのは、ロコモ度テストの中身ということで。

はい、わかりました。

大きくは3つあるということでございますけれども、1つ目が、椅子に腰かけた状態から、手などの反動を使わずに立ち上がると。両足で立ち上がる。あるいは片足で立ち上がる。それから椅子の高さを変える。低くすればするほど、難しくなるということかと思えますけれども、そういうことから、どのような年代の運動能力があるかというのを、まずチェックするのが1つ。

それから、大きく2歩歩いていただきまして、その歩幅を調べるというかはかる。その歩幅によって、年代層を調べるというものが2つ目でございます。

それから、最後が、ロコモ25というような、25項目の質問事項がございまして、25個、全部ちょっと申し上げることはできませんけれども、「肩や肘などの痛みはありますか」とか、そのような質問に答えて、その質問の答えの結果からロコモ度をチェックすると、そのようなテストでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） ありがとうございます。

今の自分自身でチェックできる「ロコチェック」と言っているそうなんですけれども、今の3の中のもた25項目で、誰もが何かしかではかかってくるのではないかなと思って、私もそういう今年代で、いや、これひょっとするとロコモかななんて感じしているところなんですけれども、また、今の予防策として「ロコモトレーニング」で、「ロコトレ」とも言って、これは家の中でも続けられる、ましてや効果があるということなんです。

そこで、今後の普及・啓発で、健康診断で「メタボリックシンドローム」は、大体ほとんど90%

ぐらいに広まったんですけれども、この「ロコモティブシンドローム」は、「それ、なあに」という形で、なかなか名前自体も広まっていないし、簡単なそういうチェック、また運動で、本当にまた元気になれるというようなこともあるんですけれども、それもまた市のホームページに、そのロコモの解説とか予防方法とか、今言ったちょっとしたスクワットですね、片足立ちとか、そういうのを画像で、文章じゃなくて、やはり私たちは、女の人というのは特に絵で見せていただくと理解度が速いので、例えば今後、普及・啓発に向けて、市のホームページに、その解説、予防法などを掲載していただきたいと思うんですけれども、この辺はどうでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） 最初の答弁でもお答えしましたように、介護予防という観点からも大変重要な施策であるという認識は、私どもも議員も同じものかと思っておりますのでございます。

今、ご提案のありましたホームページへの、例えばロコモ度チェックの掲載ですとか、運動の紹介。特に運動などは文章ではわかりづらい、絵とか、一番いいのは動画もくっつけるなんていうのがわかりやすくいいのかなと思えますけれども、ホームページ上にそういうものを載せるということにつきましては、ちょっと今、載っているかどうかチェックしてくるのを忘れまして、お答えできないのが申しわけないところでございますけれども、ないようであれば、そういうものの掲載について検討を進めたいと思います。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） いよいよ超高齢化社会を

迎えます。今後も介護を必要とする高齢者は急激にふえていくことが予想されております。持続可能な社会を構築する対応策の一つが、自分の足で歩くことができる元気な高齢者をふやしていくことではないでしょうか。ロコモは運動習慣を心がけ、栄養に注意することで予防できる、それは脳卒中やメタボリックシンドローム、認知症のリスクも減らすことになってまいります。ロコモなんて、まだまだずっと先のことと、つい棚上げしたくなりますが、今のまま何もしなければ、身体能力は、年齢とともに確実に弱っていきます。私一人のことではなく、自分のことと受けとめて早目の予防、改善が不可欠だと思います。健康寿命を延ばすためにも、ロコモ予防をしていくことが求められている昨今です。ぜひとも本市のホームページに、ただいまのご答弁にありましたように、ぜひわかりやすい解説をよろしく願いいたします。

もう一つ忘れちゃったんですけども、このロコモ予防には、本当に栄養のバランスということで、例えば、ロコモ対策のレシピなどをあわせて一緒に載せていただけるとありがたいというふうにも感じております。

では、4番目に入ります。「子ども部」についてです。

我が公明党は、子どもの幸せや子育ての安心が確保される社会こそ、国民全てに優しい社会であるとの考えに立ち、子育てを社会の中心軸に位置づけ、社会全体で支援するシステムを構築すべきと考えております。あすを担う子どもたちの健やかな成長のため、チャイルドファースト、いわゆる子ども優先の社会の構築を目指しております。

先日の山本議員の質問で、市長のご答弁にもありましたように、「子ども部」設置について、定住促進をベースとした子育て環境づくりを、また、安心して産み育てられる質の高いサービスの強化

を目指し、本市に合った体制の整備をしていくとのご答弁がありました。また、12月の条例制定に向けて、ただいま検討中であるとのことご答弁もありました。市の機構改革の一環として、整備が進められていくところですが、一つの提案として今回は質問させていただきました。

若いお母さんが、小さなお子さんを連れてあっちこっちと行かなくても済むように、子育て行政の充実のため、できるところから窓口の一本化を図り、子ども専門の組織をつくるべきと考えます。市内のレイアウトなども市民にとって、使いやすい、わかりやすい、また、皆さんがいらしたとき、本当に庁内の方もさわやかに仕事をされて、本当に手際よく、いろいろな手続が進む、そういう機構改革の効果を出していただきたいと思っております。

最後に、未来を担う子どもは宝です。ぜひとも名称を「子ども未来部」と要望いたして、質問を終わります。失礼いたします。

議長（中村芳隆君） 平山啓子議員に申し上げます。4番の質問をお願いします。

23番（平山啓子君） ちょっとおっちょこちょいなもので、すみません。

では、ちょっと巻き戻して、4番の「子ども部」の設置について質問いたします。

これから市の組織機構が改革され、来年度には「子ども部」が新たに設置されることと思っております。保育や幼児教育、子育て支援に関する市民のニーズにワンストップで対応し、きめ細やかな支援サービスを提供する体制の整備、子育て窓口の一本化が必要です。定住促進にもつながると考えます。

そこで、未来を担う「子ども」、「子育て」に関する施策に一体的に取り組むため、市教育委員会に子ども部を設置してはどうか、市の考えをお伺いするところです。

また、名称を「子ども未来部」としてはどうで

しょうか、市の考えをお伺いいたします。

というところで、先ほどのになります。ちょっと繰り返して言わないですから、申しわけございません。よろしくをお願いします。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 初めから答弁をさせていただきます。

「子ども部」の設置でございますが、大ざっぱな構想、あるいは大ざっぱな枠組み等については、山本はるひ議員の質問で、ある程度触れたと思いますので、若干繰り返しになる部分もございますが、答弁をさせていただきます。

今質問にもございましたが、いわゆる次代を担う子どもたちの健やかな成長と、誰もが子どもを安心して産み、育てることのできる環境を整備するため、待機児童ゼロの達成を目指すほか、子育て政策を強化することで、定住促進にもつなげていきたいと思っています。

機構等については、現在検討中ということでございますが、若干申し上げて、今どんなことが話し合われているか、こういうことを申し上げておきたいと思いますが、今質問の結びの最初に言われた部分に沿って、議員が言ったような形で進んでいると、一体的な子ども部の子どもの成長を一本化して、重点的に、心棒を入れて進めると、こういう構想でございますが、具体的に申しますと、いわゆるさまざまな施策がございますが、総合企画調整に関する部署を強化いたしまして、子育て世代の新たな支援策の検討と子どもの貧困対策にも取り組む。あるいは、保育園、幼稚園の業務に加えて、認定こども園に関する事、また、児童虐待やDV対策に関する業務に加えて、同一部局内の異なる課が所管している各種の医療費助成に

関すること。さらには教育部局が所管している放課後児童対策に関する事。そして乳幼児期から就学時、就労期まで一貫してサポートをする仮称ですが、「発達支援チーム」を設置し、継続的な支援体制とシステムに取り組みさせていただきます。

今言った言葉は、わずかに2分もかからないんですけども、これ言ったこと全部、来年すぐできるのという問題があるわけです。これにつきましては、山本議員にお答えしたように、ぜひスタートをして、そして3年、5年の中で完成形を目指すと、こういう構想で現在取り組みを進めております。

なぜ急いだかということも一言お答えしますが、これも山本議員にお答えしているんですけども、子どもたちの数、これは人口11万五千何百かにすると、那須塩原は県内では子どもたちが非常に多くて、那須塩原はこれに照準を当てていかないと、やっぱり将来禍根が残る。誰かきのう、将来にフェイスを向けて振り抜いてくれという質問がありましたが、まさに那須塩原で今やる子ども部は、将来に向かって振り抜いていくと、こういう意気込みで現在検討が進んでおりますので、また具体的なものがまとまり次第、12月の議会等においては、相当のものがまとまってくると、こうお考えをいただきたいと思います。

最後に要望も聞かせていただきました。これについても、その要望に沿って全力で取り組ませていただきたいと思いますので、ご理解をお願いします。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） ぜひとも最後の「子ども未来部」に大きな意味もありますので、ぜひ「子ども部」でなくて「子ども未来部」でよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君の市政一般質問は終了いたしました。

質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

星 宏 子 君

議長（中村芳隆君） 次に、2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） 皆様こんにちは。議席番号2番、公明クラブ、星宏子です。

通告に従い、市政一般質問をさせていただきます。

1、本市における熱中症対策について。

年々気温が上昇し、この夏も猛暑となりました。平成26年都道府県別熱中症による救急搬送人員数では、栃木県は609人、死亡者は1名（平成26年5月26日から8月10日）となっております。

本市の取り組みとして、本年度より小中学校の各教室に扇風機の設置が完了し、熱中症対策が進んだことは感謝をしております。

しかしながら、熱中症対策は、市全体として、より一層取り組む必要があると考え、以下の点についてお伺いをいたします。

幼保小中学校の熱中症対策についてお伺いいたします。

公共施設の熱中症対策についてお伺いいたします。

幼保小中学校におけるミストシャワーの設置についてお伺いいたします。

公共施設におけるミストシャワーの設置についてお伺いいたします。

よろしくお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君の質問に対し、答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） それでは、1番の本市における熱中症対策についてお答えをいたします。

まず、幼保小中学校の熱中症対策についてですが、市内の公立保育園では、平成25年度に全ての保育室にエアコンを設置いたしました。必要に応じて、寒冷紗やすだれ、遮光ネット等を設置するなど、園舎の室温管理に配慮するとともに、屋外保育時には、暑い時間帯を避けて実施することなどもあわせ、小まめな水分補給など、園児の体調把握、健康管理に努めております。

また、小中学校におきましては、児童生徒に水筒を持参させて水分補給を促すとともに、体育の授業では帽子の着用と休憩時間の設定を行うなど体調把握、健康管理に努めているところでございます。

あわせて、室内環境を改善するため、普通教室及び特別支援教室に扇風機の設置を行っております。ほとんどの学校では夏季休業中に設置を完了しておりますが、一部残っております部分については、9月12日、来週末には完成する予定であります。

次に、公共施設の熱中症対策についてお答えいたします。

公民館等の社会教育施設の対策につきましては、会議室やホールなどの各部屋の室温管理をエアコンなどにより行っております。

また、必要に応じ利用者の状況を確認するなど

の配慮を行い、対策に努めているところです。

次に、の幼保小中学校におけるミストシャワーの設置について、お答えいたします。

まず、保育園につきましては、でお答えしましたとおり、エアコンの設置など熱中症対策が講じられておりますので、ミストシャワーについての設置は現在考えておりません。

また、小中学校のつきましては、ミストシャワーの設置に向けて、今後前向きに検討していきたいというふうに考えております。

最後に、公共施設へのミストシャワーの設置ということですが、特に生涯学習施設においては、現在のところ設置をする考えはございません。

以上です。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） それでは、各項目別に再質問させていただきたいと思っております。

幼保小中の熱中症対策についてなんですが、幼保小中において、各学校におきましても、熱中症対策についてはしっかりと取り組んでくださっていることに感謝いたします。

さらに詳しくお聞きしたいのですが、熱中症計、暑さのぐあいとか、こういったことに気をつけましょうといったのが一目でわかるような熱中症計は各学校に設置されているかどうか、お尋ねいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 熱中症を測定する機器の関係だと思っておりますが、簡易熱中症の測定器というものが、現在、市販をされております。

各学校等については、現時点では設置というものはしてないというふうに把握しております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） ただいまのご答弁で設置されていないということだったんですけれども、子どもたち自身も、そういったぱっと見てわかるものが、例えば廊下であったりとか、各教室でもいいかなとは思いますが、子どもたち自身も、自分で自分の身を守るということも大切だと思いますので、ぜひ一目でわかるような、そういった熱中症、簡易のものでいいですし、測量するものを設置していただければと思います。

また、手づくりの熱中症メーターですね。きょうは暑いから、こういった区切りを持ちながら、黄色とかオレンジ、赤と、赤になるともうかなり暑いですよというようなものが一目でわかるような形のを例えば作製して、職員室の廊下でも、保健室の廊下でもいいですけれども、そういったところに掲示することで、注意喚起を呼びかけたりとか、または、その度合いによっては、きょうは帽子をかぶりましょうと、帽子の絵を張ってみたりとか、お茶を飲みましょうとか、水分補給をまめにしましょうといったような、そういった内容を、状況に合わせて講じて設置できるような形で、子どもが見てすぐにわかるような熱中症対策ということも、あわせて各学校にとすると、なかなか学校の諸事情などもあって大変かとは思いますが、そういった対策なども考えられると思いますが、ご検討いただければと思います。

また、体育館とか教室に、熱中症になってしまった児童への対応のフローを作成して壁に張るといったのはいかがでしょうか。お尋ねいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 体育館等へのチェックリスト的なものの掲示ということでのご質問かと思っております。

現在、各小中学校では、いわゆる熱中症対策の

マニュアルというものをそれぞれ備えております。それをもとに、先生方、体育館の授業であるとか、そういった際には、そのマニュアルを基本に子どもたちの健康管理について対応しているところでございます。

現在、体育館にそういったチェックリスト的なものの掲示は行ってはいないと思いますが、中にはスポ少関係では、そういった表を用いながら、指導者が適宜管理をしているというような状況は現在も行われておりますが、通常の授業の中での管理については、現在そういったものは置いておりませんので、その辺については、今後ちょっと検討してみたいと考えております。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） 壁に張り出すことによりまして、例えば目の前に体育をやっている最中にぱたっと、部活でもいいんですが、倒れてしまったときに、じゃ、今からマニュアルを見てとか、職員室にとりに行かなきゃという、ちょっと対応が遅れてしまうと思いますので、一目で壁に張っておけば、じゃ、ここでちょっとこういう対処をしたほうがいいのかというのが一目でわかれば、皆さんがすぐに行動できると思います。学校安全ウェブから、またそういった対応フローですね、ダウンロードができますので、そういったことも活用されてはいかがかなと思っております。

また、きのうの相馬議員の質問にありました答弁の中で、スポ少の指導員の方が、熱中症対策の講習会に80人を超える方が参加をしてくださっているということでしたので、スポ少にかかわる指導員の方というのは熱中症に対して心構えとか対処ができるような形になっているかと思うんですけれども、それ以外の、例えばその場にいる、例えば保護者ですとか、そういった方々も慌てず適切な処置ができるように壁に張っておくといいの

かなと思って、今回提案をさせていただきました。

アメリカにおきましては、熱中症というのは100%防止できる病気とされております。自分の体調管理ももちろん必要にはなってくるんですけども、スポーツするときとかは、その日の体調を指導員にきちんと伝えたりとか、また、体調に合わせて水分補給や休憩をとるように指示をするのは、またそれは指導者のほうになってくるのかとは思いますが、そういった防止策、熱中症は絶対に防げるんだということでの防止策を積極的にとっていくことが大切だと思ひ提案をさせていただきます。

続きまして、公共施設の熱中症対策について再質問させていただきます。

エアコンが設置してある施設においては、中に入れば涼しくなるので、そういった対策とか余り必要ではないかもしれないんですけども、例えば出入口付近に、外側でもいいと思うんですけども、先ほど言いました学校の熱中症計はいかがですかと言ったんですけども、そういった熱中症計を設置して、暑さに対してのまた対処法などを、施設を利用される市民の方に絵とか文字で伝えるというのはいかがでしょうか。そのことで、暑い暑いとはいっても、意識づけ、今、水分とらなきゃいけないとか、あ、そうだ無理をしちゃいけないなという、そういった熱中症対策についての意識づけになるかと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。お尋ねをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） ただいま公共施設、公民館等の入り口であるとか、そういったところへの簡易の測定器であるとか、数値の内容を掲示するということだと思います。

そちらにつきましても、やはり市民の方が、知

らず知らず熱中症にかかってしまうというような傾向が多いのかと思いますので、何らかの形で周知が図られる。また、より効果的なものというものも、やはり検討していく必要があると思います。そういった機器の設置も含めて、今後全庁的に調整していければというふうに考えております。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） ぜひ前向きにご検討いただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

環境省のプロジェクトで、熱中症予防声かけプロジェクトというものがあります。趣旨としましては、「人が人に、企業が人に、さまざまな形で、一涼みを呼びかけたり、提供したりしていく。みんなのコミュニケーションによって、一涼みの輪を、社会全体に広げていく。そうすることで熱中症を予防するだけでなく、誰もが風情ある豊かな夏を過ごせるようにと願っています。一涼みで、日本の夏をいい夏に、熱中症を予防する声かけプロジェクトを始めました。官民が協働で熱中症予防を呼びかけていく国民運動が、熱中症予防声かけプロジェクトです」と、そういった趣旨で打ち出されております。

宇都宮市におきましても、企業や事業所などと連携をしまして、熱中症避難所の設置に取り組んでおります。

これは、例えば外で工事をしている作業員の方ですとか、お散歩中の方ですとか、ちょっと体調が悪いなとか、ちょっと休憩をしたいなというときに利用できるお店とか事業所、事務所ですとか、そういったところなんですけれども、手ごろに少し休ませてと利用ができるような形で、町の中の避難所ですね。そういったものができるような形で宇都宮でやっているんですけれども、それを本市におきましても、公共施設だけではなく、民

間企業や商店、事業所に協力してもらいまして、市全体として熱中症予防に取り組むということはいかがでしょうか。そういったことも、さらに検討していただくことを期待します。そういったプロジェクトもあるということなんです、そのことに対してのお尋ねをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） いわゆる声かけプロジェクトということで、公共施設以外に民間の施設についても、そういった涼みというような部分で熱中症対策というようなご提案だと思います。

教育委員会サイドだけでない内容かと思えます。特に公民館なんかは、常にどなたでもご利用いただけるという施設になっておりますので、改めて掲示はしておりませんが、利用には十分していただけるのかなというふうには考えておりますが、民間の事業者等との調整等も、今後実施する場合には必要になるかと思えますので、こちらについても市として検討していく事項かなというふうに考えております。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

それでは、の質問に移させていただきます。

幼保小中におけるミストシャワーの設置についての再質問なんですけれども、こちらのほうは先ほどご答弁いただきまして、前向きに検討したいという答弁をいただきましたので、ぜひともよろしく願いいたします。

本当に運動とかやった後に、子どもたちの体温1 上がると、なかなか下がらないものですから、教室に扇風機も設置をしていただいているところはあるんですけれども、ミストシャワーで一度体に水というか、涼しくなると、より効果的に体温

を下げるができるのではないかと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

また、の公共施設のミストシャワーについても再質問させていただきたいんですが、公共施設においては、ちょっと設置の予定はないとのご答弁をいただきましたけれども、公共施設もさまざまあります。図書館とか公民館は、エアコンはもちろん設置してあるので、それはいいとは思いますが、例えばエアコンの設置のできない体育館ですとか、武道館、野球場、テニスコートやサッカー場、また運動公園などの施設につきまして、こういったところ、予算の関係なんかもあると思うんですけれども、真夏の例えば試合の最中、物すごく暑い中で子どもたちや大人もそうですが、一生懸命運動している中で倒れる方もいらっしゃると思うんですね。そういったときにミストシャワーがあると、少し熱中症対策にもつながるのではないかと思います、その辺のお考えのほうをお尋ねいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 特に体育施設関係での設置ということかと思えます。

ご案内のとおり、体育施設については、体育館、またグラウンド等もございます。相当面積も広い、いろんな競技がなされている。そういったことを考えますと、より効率的、効果的な設置場所であるとか、そういったものも、やはり相当検討を深めた上での設置ということになるかと思えます。

現時点では、それぞれ利用されている方々が、やはり熱中症についての対策については相当気を使っていらっしゃるというふうには判断しておりますし、現時点で、そういった効果の面も含めて、ちょっとなかなか結論がすぐに出るかなという、ちょっと難しいかなというふうには考えておりま

すので、最初の答弁の繰り返しになりますが、現時点では、そういった特に屋外の体育施設等については、現在検討といたしますか、設置についてはちょっと考えてはいないということですので、ご理解いただければと思います。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） 行く行くまた設置の方向に向けていただければ、一遍には無理だとは思いますが、ここだったら可能かなとか、全体的にミストシャワーをつけるのは確かに難しいかとは思いますが、一つのスポーツ施設に1カ所とか、そういった形でもいいと思いますので、また検討を深めた上で、ぜひご検討いただければと思います。

毎年酷暑となる夏を無事に乗り切るために、細やかな対策と思いやりで、那須塩原市民の熱中症ゼロを目指して、皆が一体となって取り組んでいけることを期待し、次の質問に移らせていただきます。

2番、家庭教育支援の充実について。

平成23年度公益社団法人日本PTA全国協議会の調査に「教育に関する保護者の意識調査報告書」によると、家庭での教育（しつけ等）について、悩みや不安を抱えている保護者は47.9%と、約半数の保護者が家庭教育に不安や悩みを持っているという結果が出ています。

本市でも、核家族化が進み、共働きの家庭もふえていることを考えると例外ではなく、今後、家庭教育はより一層重要になってくるのではないのでしょうか。

平成18年度に改正された教育基本法の中で、家庭教育の位置づけが定義され、平成25年6月、第2期教育振興基本計画が閣議決定されました。教育基本法（教育振興基本計画）第17条第2項では、地方公共団体は国の教育振興基本計画を参考にし

つつ、その地域の実情に応じ、教育施策に関する基本的な計画を定めるよう努めるもの、とされておりあります。

また、文部科学省では、家庭教育支援に関し、「都市化や核家族化、地縁的つながりの希薄化等を背景として、家庭の教育力の低下や孤立化が指摘されるなど、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっていることを踏まえ、平成20年度より、全ての親が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域人材を活用した「家庭教育支援チーム」を核とし、孤立しがちな保護者や仕事で忙しい保護者など、学習機会等になかなか参加できない保護者への支援手法の開発を行っており、今後、その成果を活用して地域の主体的な取り組みを支援していくに当たり、各地域の取り組み状況の把握や、効果的な事例の収集・情報発信による各地域の取り組みの活性化促進に努めるため、新たに家庭教育支援チームの活動を支援する制度を設ける」としてあります。

以上のことからお尋ねいたします。

現代の子どもたちの育ちをめぐる課題に、社会性や自立心の形成の課題（不登校、暴力行為、ニート）や経済格差の子どもへの影響等が懸念されますが、本市の家庭教育支援の現状と課題をお伺いいたします。

家庭教育は生涯学習として、継続して必要な事業だと考えますが、本市の考えをお伺いいたします。

栃木県家庭教育オピニオンリーダー養成講座への参加支援及びリーダーの現在の活動内容についてお伺いいたします。

文部科学省で家庭教育支援チームの活動を支援する制度を設ける、とありますが、本市においても支援チームを設立し家庭教育活動を推進する考えがあるかお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） それでは、家庭教育支援の充実のご質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、本市の家庭教育支援の現状と課題、それから家庭教育の生涯学習としての必要性につきましては、関連がありますので一括してお答えをさせていただきます。

本市では、那須塩原市教育行政基本方針の施策の大きな柱の一つといたしまして、思いやりの心を育てる家庭教育の充実と、青少年の健全育成を掲げております。

次代を担う子どもたちの健全育成を目指すためには、安定した家庭環境が必要でありまして、親としての資質を高め、家庭教育力を充実させていくことが必要と考えております。

具体的には、小中学生の保護者を対象とした各種家庭教育学級、PTAと共催によります家庭教育講座の開設、市PTA連絡協議会と共催した教育講演会を実施し、親子の触れ合いや子育てに関する学習機会の充実に努めているところでございます。

また、「親学習」というワークショップ形式の学習会におきまして、親同士の話し合いを通して、子育てに関する気づきや仲間づくりのきっかけづくり、こういったものにも努めているところであります。

特に就学時健康診断の場を活用した「親学習」の実践は、この年代の子どもを持つ全ての保護者が参加するなど、重要な機会となっております、本市の全ての会場で実施するようになって、今年度8年目を迎えるというような状況にございます。

また、妊娠中の親に対しましても「親学習」を

実施しておりまして、これから親となる若い世代の自覚も促しております。こちらは実施から7年目を迎えております。

さらに、市内の幼稚園・保育園に呼びかけをして、未就学児を持つ保護者対象の親学習も、平成24年度から力を入れているところであります。

ご指摘のとおり、本市における核家族、ひとり親家庭の割合は決して低いとは言えず、さまざまな問題を相談できない親も少なくないと、こう考えておりますけれども、家庭教育関連事業に対する参加意識は、残念ながら決して高いとは言えないという状況にあるかと思えます。

このような状況の中でありまして、市では、より多くの家庭教育支援を目指しまして、学習機会の提供、学習情報の提供、保護者同士の仲間づくりの場の提供を今後も実施をしていきたいと、このように考えております。

次に、の栃木県家庭教育オピニオンリーダー養成講座への参加支援及びリーダーの現在の活動内容についてのお尋ねにお答えいたします。

本市の家庭教育に関する各種事業の実施におきましては、子育て支援のボランティア団体であります家庭教育オピニオンリーダーと連携をしながら、全市的に展開をしております。

現在、本市には、黒磯、西那須野、塩原の旧3地区ごとに、家庭教育オピニオンリーダーの支部がございます。今年度は、33名の方に本市の家庭教育支援事業への協力のほか、支部ごとの独自の活動をしていただいております。

新たにオピニオンリーダー養成講座受講を希望される方には、市から県へ推薦をし、交通費補助の支援なども行っているところであります。

次に、の家庭教育支援チームの設立についてお答えをいたします。

地域の子育て経験者や民生委員・児童委員など、

子育てに関する知識や経験を有する人たちが連携をします「家庭教育支援チーム」につきましては、本市ではまだ組織がされておられません。

今後、関係者との協議を進めながら検討をしていきたいと、現在このように考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） 先ほど、ご答弁いただきましてありがとうございます。

関連事項ですので、は続けて一緒に再質問をさせていただきます。

家庭教育学級とか、講座の参加状況は余りよくないということでしたが、その原因としては、どうして参加率が低いのか、興味関心が余り持たれてないようなのかということは、分析をしているのかお尋ねいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 家庭教育学級、あるいはそういった講座の参加状況ですけれども、各学校におきまして、家庭教育学級、各公民館の社会教育指導員と連携をして開設をしております。また、公民館におきましても、関連事業を行っておりますけれども、こういったものが大体実施されますのが、昼間の時間帯ということもありますので、ご承知のとおり、現在、子をお持ちの方々、両方外でお仕事を持っているというケースが大変多くなっておりますので、なかなか時間のやりくりがつけにくいという状況があって、このようなことになっているのかなと、こう考えております。私たちとしては、できるだけ魅力のある内容を設定させていただいておりますが、そういう現実もあるということをご理解いただきたいと思います。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） 昼間の時間帯が多いという

ことは、確かにそうだと思います。働いているお母さんたちも、本当に学校行事とかも仕事を休んで参加するというのは、やはりとても大変なことでもありますので、ぜひ、今は土日もお仕事をされている方もいらっしゃると思いますので、夕方から夜にかけての教育講座ということもやってもいかがかなと思いますが、それはどうでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） こういった学習の機会を、どう効果的に設けるかというのは、大変いろいろな課題をクリアしていかなきゃならないことだろうと思っています。昼間が難しければ、夜はどうかということですが、夜に関しては、仕事が終わって家に帰って行ってという、そういう都合も場合によってはあると考えるとなると、どういう時間帯であれば、あるいはどういう設定であれば参加することが可能かといった、そういったリサーチをかけるということも一つの方法だろうと思っていますので、今後とも積極的にそういった機会をうまく工夫していけるような努力はしていきたいと思っています。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） ぜひリサーチをしていただいて、一人でも多くの保護者の方が参加できるような形で講演会などを持っていただければと思います。

また、講演会の内容、それぞれいろいろありますけれども、講演会にお呼びする講師によって、また参加者数なども違うのかどうかお尋ねをいたします。

あとは、その感想。アンケート調査なんかもやっているかとは思いますが、感想はどういったものが寄せられているのかお聞きしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 各種講座あるいは講演会等におきましては、必ず振り返りという形でアンケートを実施させていただいております。さまざまな方から忌憚のないご意見を頂戴いたしております、それらをもとに次回の設定に反映させていただいていく努力は現在しております。

大勢の方が参加していただきますので、講演内容につきましては、「よかった」という評価をいただけるものもあれば、「もう少しこういったところを聞きたかった」というような、そういったご意見も頂戴することもあります。大変貴重なものであると思ひまして、私ども、それらを大切にしながら、より充実した講座の設定、あるいは講演会の開催につなげていきたいと思っております。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） ぜひ、よろしく願いいたします。

また、未就学児から親学ということで質問させていただきたいんですけども、例えば未就学児から中学生までの親学だったりとか、また、教育講演会等の取り組みを実施していますが、子どもの自立を考慮すると、中学生までというよりも、高校生、大学生、または就労している子どもを持つ親にとっても、やはり育てという教育ということに関しましては、継続的な支援が必要だと考えております。市民大学などの講座にも、家庭教育講座を入れてみてはどうかと思いますが、その辺のお考えをお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） どの年齢層までのお子様を持つ保護者に対しての家庭教育支援が必要かという部分は、大変この線引きというのは難しく

なってまいりますし、その時々家庭教育に必要な内容というものも多岐にわたってくるとだろうと思っております。

そういったことを踏まえながら、全てが教育委員会でカバーできるかどうかということも含めて、これは関係する部局、関係する団体、そういったものも一緒に考えていかなきゃならない問題だろうと思っております。もちろん、今ご提案の市民大学の中で、そういったものが開設できるかどうかは、またこれは別な問題だと考えておりますので、研究はしていきたいと思っております。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） ぜひ今後研究課題として検討を深めていただけたらありがたいと思っております。よろしくお伺いをいたします。

さまざまな問題もあるんですけれども、平成25年香川県の家庭教育状況調査、これは経年調査で毎年行っているものではあるんですが、質問事項として、そのアンケート調査の結果なんです、「家庭教育が低下していると指摘があるが、どう思うか」という質問に対しまして、答えが、「全くそのとおりだと思う」というのが15.9%、「大体そう思う」が37.7%、合わせますと53.6%の親が、家庭教育が低下していると思っている。「では、その理由はなんですか」という質問に対しまして、「親の過保護か過干渉」が55.1%、「母親が子どもへかかわる時間の減少」42.5%、「核家族化」が39.4%、「親の無関心」が35.8%、「学校等へのしつけや教育の依存」が31.9%というデータが出ております。これは香川県での調査ではあるんですけれども、大体同じような結果は、どこの市町村においても出るのではないかなと思っております。

一方、「家庭でもっと家庭教育をしっかりやってほしい」と教師の大半の方がアンケートで答え

ている結果にはなっているんですけれども、本市としましては、そういう先生方の声を聞いているかどうか、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 香川県の例をお示ししていただきましたが、本市におきまして、同様の調査は行ってはおりません。

しかしながら、この傾向につきましては、全国的に似たような傾向にはなっているんだろうと、こんなふうに思っております。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） 先ほどのアンケートの結果で、家庭教育が低下していると思っている保護者は約半数おります。その理由もそれぞれさまざまなんですけれども、問題意識や悩み、不安を抱えている保護者も多いのも確かです。悩みを持つ、例えば親へのアプローチや、いろいろ教育相談のあった家庭、また、不登校ですとか、引きこもりといった問題があっても、でもそれも解決しましたよというご家庭も含めてなんですけれども、そういった問題を解決したと思われる家庭への継続したフォローというものは、我が市においてされているのかどうかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 今のご質問ですけれども、家庭教育の部分と、それから家庭が抱える問題の解決に向けてのものというのは、若干異なる部分があるのかなというふうに思っておりますので、家庭における教育の問題についての相談ということであるとすれば、教育委員会におきましては、サポートセンターのような窓口におきまして、要するに子育ての悩み等についての相談、それから、保健福祉部に関係する部門での、そういった

相談窓口、そういったものが、そういったものへのかかわりを持つのであろうというふうに思っております。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） 家庭教育ということに対しての、そういった親の保護者の悩みと、また学校でやっています教育講演会とかという、確かにちょっと違うようなことではあるけれども、根底ではやはりつながっている問題でもあると思いますので、各部署それぞれ連携をとり合いながら、こういった問題に全力で取り組んでいけたら、さらにいいのではないかなと思います。

また、家庭教育講座とか親学とか、子育てサークルの情報ですとか、そういったこと。講演会にもなかなか来る人もいらっしやらない、ちょっと意識が低いのではということではあったんですが、そういった方々に対して、例えば先ほどの平山啓子議員やら山本議員が「子ども部」というお話をされていましたが、子育てに関しては窓口を一本にするということでしたけれども、ホームページとかで、そういった子育てに関する講座のお知らせですとか、親学のお知らせ、サークルのお知らせというものを、各それぞれ、ホームページを開きますと、教育委員会でのホームページから、講演会のお知らせがありますよとか、例えば、未就学児だったら子ども課だったりとか、その各ページを開きつつ、その情報を仕入れるような形にはなってくるんですけども、そうではなくて、例えば、子育てとといったときに、窓口が一本化ということになると、利用する親のほうも一目でわかりやすいような形でのホームページづくりだったりとか、そこで何か相談がありましたら、ぜひお声をお寄せくださいというものがあれば、各部署を超えての、そういった悩みに対するお答えなどができるようなホームページ作成ということも、

家庭教育ということを含めましてご検討いただけるかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 家庭教育と申しますのは社会教育の範疇に入っておりますので、学習する主体者の意思によって学ぶ機会を提供していくわけであります。

もう一方で、今おっしゃっているような子育てに関する悩み等の解決という部分は、その家庭教育というくくりとまたちょっと違う部分もあるんではないかなと思っています。

いずれにしても、大きくりでそういった家庭教育の問題、あるいは子育ての問題、そういったものの最初の取っかかりの部分が変わりやすくするというは、これは大切なことであろうというふうに思っておりますので、これにつきましては、広く市民にわかりやすい、そういう方法、例えばホームページの中での案内、それから、私どもとしましては、年度初めにこういう「マナビィ・ボックス」というものを各戸に配布をさせていただいておりまして、ここにはさまざまな各施設の取り組み、あるいは自主サークルの紹介も載っております。これを見ていただくと、かなり実は本市でいろいろなことがやられているということも理解できると思います。こういったものも1回じゃなくて、さまざまな機会を捉えて紹介していきたいと思っていますが、ぜひこんなことも活用していただければと思っております。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） そちらの「マナビィ・ボックス」のほうも、私も大変参考にさせていただいております。また、ホームページとか、本当にわかりやすいような形での情報提供というものも整備をお考えいただけるということですので、ぜひ

ともよろしく願いいたします。

続きまして、の質問に移らせていただきます。

栃木県家庭教育オピニオンリーダー養成講座への参加支援及びリーダーの現在の活動内容についてなんですけれども、オピニオンリーダーの今後の人数拡大を考えているか、また、今後どのような活動を期待されていますか、お尋ねをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） この家庭教育オピニオンリーダーの方々の活躍、とっても大切なものだと、私どもも思っております。県でも養成講座が開かれておりますので、そういったところに受講していただいて、一人でも多くの方に、そういう活躍をしていただきたいと私どもも願っているところであります。

ただ、なかなかこういったところに参加していただく方の希望が、そう多くはないという現状もありますので、そういったところを今後一人でも多く、そういったところに協力していただける方の発掘に努力はしていきたいと思っております。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） わかりました。希望が多くないということでした。

ただ気運がだんだん高まればやってみたいとおっしゃる方もふえてくるのかなとは思いますが、そういったことも含めまして、やはり声かけということも大切なことにはなってくると思います。

このオピニオンリーダーさんが、親学の出前講座とかやっていたりとかしていると思うんですけれども、例えば乳幼児健診ですとか、そういった健診に来られない親御さん、いろんな諸事情あると思うんですけれども、都合がつかなかったりとか、そういった健診に来られなかった親御

さんに対して、そのオピニオンリーダーさんが面談や連絡をとったりとか、そういったアウトリーチ型のフォローをしているのかどうか、お尋ねをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 乳児健診、あるいは最初にお答え申し上げました就学児健診等の機会はとっても有効でありまして、ほとんどの方に来ていただけて、しかも同じ課題を持って来ていらっしゃるということですね。ここにおけます親学習プログラムの実施というのは大変効果があると、こう思っております。

ただ、全て100%出席かということ、なかなかそうならない部分もございます。ただそういった方々に対して、個々に話をつないでいくということは、現時点ではなかなか難しい部分もあるかと思っております。そういった方々には、例えばホームページの中で、それにかかわる情報を提供するとか、そういったフォローであれば可能な部分もあるかと、こう考えております。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） ぜひ、そのような形でフォローを考えていただければと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、番の質問に移らせていただきます。

文科省で家庭教育支援チームの活動ということで、支援制度を設けるということなんです、本市ではまだ組織はされていないというご答弁をいただきました。地域資源、この家庭教育支援チームですので、さまざまな保護者ですとか、または民生委員の方ですとか、もと学校の先生ですとか、さまざまな有識者の方々のご協力も必要になってくることになるんですが、そういった地域資源を

活用し、人づくりのための家庭教育支援を行い、オピニオンリーダーを核とした地域づくりをするための家庭教育支援チームであると私は考えております。また、学校と家庭、家庭と行政、家庭と地域といった、そういったものを、横の連携が必要であると思っております、そのための家庭教育支援チームです。地域によって、チームの特色もさまざまだとは思いますが、那須塩原らしさのある地域チームづくりが、地域力を高めて選ばれるまちづくりの一端を担うものになると私は考えますが、市の考えをお尋ねいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。
教育長（大宮司敏夫君） 家庭教育支援チームのお尋ねでございますけれども、まず、家庭教育オピニオンリーダーの方々は、これに相当するような活動は既になさっていただいております。前もってご理解いただきたいというふうに思っております。

また、家庭教育というのは、親がどういうふうに子どもを育てていくか、そのノウハウを学ぶということでもありますので、現在、少子化、そして核家族化ということの中で、保護者の方が、親の方が子育てに対するノウハウを蓄積しにくいという、そういう状況の中にありますので、そういったものをどうフォローしていくかという部分でありますけれども、かといって、私どものほうからの一方的な押しつけのようなものであってはならないと思っております。

冒頭に申し上げましたように、やはり家庭教育につきましては、学習者の主体性、そしてニーズというものにマッチングするものを、我々がいかに提供できるかという部分がとっても重要であろうと思っておりますので、今後、そういったものにつきましては、地域資源を最大限に活用しながら、

本市らしさというものをそこに出しながら、ぜひ子どもたちのために、家庭教育の充実に向けた取り組みを積極的にやってまいりたいと思っております。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） ぜひ、よろしくお願いいたします。

時代が変わり、家庭教育を取り巻く環境というものは大変大きく変わっております。「子育て」が「孤育て」と言われる昨今、地域資源を生かしながら、家庭教育支援を充実できる家庭教育支援チームの存在は、安心して子育てができる環境を後押ししてくれます。

安心して子育てできる町では、子育て世代の流出は少なく、新しい市民の流入が期待をされます。子どもの存在が、大人を大人へと成長させてくれると思います。子どもを育てる地域は、地域力を成長させてくれます。これからも家庭教育支援については、今後も取り上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。さらなる家庭教育支援の充実を願いつつ、次の質問に移らせていただきます。

議長（中村芳隆君） 質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時00分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） 3、除染作業について。

平成25年度除染作業において、公共施設につい

ては21施設、一般住宅は5,437棟、マイクロスポット除染に関しては415棟が作業実施済となっており、除染作業は確実に進んでおります。

以上のことからお尋ねいたします。

本年度の除染の進捗状況をお伺いいたします。

自治公民館の除染作業の内容についてお伺いいたします。

除染開始当初から現在までの中で、除染を希望する方の対応の変化や要望の変化についてお伺いをいたします。

地域除染活動に対しての本市の支援についてお伺いをいたします。

以上、よろしく申し上げます。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 星議員の質問に私からもお答えもいたします。

私から答えさせていただくのは、の部分でございますので、ご了解いただきたいと思います。

除染作業について、本年度除染の進捗状況についてお答えいたします。

本年度予定している除染対象は、一般住宅、小中学校、分譲地内の小規模公園、自治公民館及びくろいそ運動場などの運動施設であります。

一般住宅については、平成24年度から市内を15の公民館エリアに分けて、比較的空間放射線量が高いエリアから順次除染を実施しております。

今年度は最終エリアとなる高林、南、西那須野、大山、塩原公民館エリアの1万3,000棟の住宅を除染対象としております。

対象の皆様には、既に資料とともに測定申込書を送付しており、8月末現在で4,144棟の申し込みがありました。このうち697棟について現在除染作業を完了しております。

小中学校については、平成23年及び24年度に校舎の表土除去を実施しております。

今年度は、校舎周りなどの除染を廃校3校を含んだ34校で計画しており、そのうち比較的放射線量の高い16校については、9月中には業者が決定する予定です。その他の学校についても順次発注してまいります。

分譲地内の小規模な公園は約400ございまして、空間放射線量の測定、設計業務が完了して、現在までに完了しております。測定結果が平均で毎時0.23 μ Sv以上の約250施設の除染作業を行います。これらの発注は10月を予定しております。

自治公民館約150施設については、現在、敷地の空間放射線量の測定及び設計業務を実施しており、この業務完了後、除染作業を11月発注予定としております。

なお、実施に当たっては、地域の代表者と連絡をとりながら進めております。

市の運動施設である、くろいそ運動場、三島体育センター、青木サッカー場、にしなすの運動公園については、空間放射線量の測定、設計業務を9月に発注しており、除染作業については12月発注予定となっております。

第1回の答弁といたします。

議長（中村芳隆君） 総務部長。

総務部長（和久 強君） 私のほうからは 番以降につきまして、答弁をさせていただきます。

まず、の自治公民館の除染作業の内容についてお答えをいたします。

自治公民館の除染作業は、各施設の敷地状況によりまして異なるところでございますが、原則として、住宅除染と同様に、たてどいはけ口の汚泥除去や落ち葉除去、除草などの内容で行う予定でございます。

また、公園等が併設されている場合には、子ど

もが長時間生活する施設として、表土除去などを含めた手法も検討いたします。

の除染開始当初から現在までの中で、除染を希望する方の対応の変化や要望の変化についてお答えをいたします。

一般住宅の除染開始当初は、いつごろ自宅の除染を実施するのかといった時期に関する事、どのような除染メニューなのかといった除染内容に関する事、子どもへの影響が心配だといった健康影響に関する事など、数多くのお問い合わせをいただいております。

今年度は、最終エリアの除染を実施しているところでございますが、問い合わせ件数自体は減少傾向にございます。

また、問い合わせ内容は除染時期に関するものが主となってきておるところでございます。

これは、これまでに約1万棟の住宅除染を実施し、市民の皆様方に住宅除染の内容等について一定の理解をいただいているためというふうに認識をしております。

今年度の住宅除染の申し込み棟数については、これまでに比べまして減少傾向にございますけれども、これは、現在、事故から3年半が経過し、自然減衰により空間放射線量が低減していること、及び今年度対象エリアが市内でも比較的線量の低いエリアであることなどが影響しているものと考えておるところでございます。

の地域除染活動に対しての本市の支援についてお答えいたします。

地域除染活動は、環境省の放射線量低減対策特別緊急事業費補助金の事業である線量低減化地域活動支援事業として規定する事業でございまして、市民の皆様との協働により除染をするものでございます。

具体的には、地域の公園の草刈りや遊具の拭き

取りなど、自治体やコミュニティー等の住民の方々が人力で行う除染作業に対しまして、必要な消耗品の提供、それから機材の貸し出しなどを行っているというふうなことでございます。

一方で、敷地内の埋設保管など、重機等が必要な作業につきましては、住民の方々ができないことから、市が業者に委託をしまして実施をしているところでございます。

これまで、分譲地にあります小規模公園11の施設、通学路1地域、小学校1校で地域の皆様方の協力をいただきながら除染を実施したところでございます。

なお、この事業を活用し、各地域でみずから除染作業を実施する場合には、除染実施計画で設定しました各施設の除染の優先順位にかかわらず、先行して除染作業を進めることができるという利点があるところでございます。

以上となります。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） と についてはよくわかりました。再質問を、 、 番でしていきたいと思うんですが、自治公民館の除染作業について再質問をいたします。

原則として、自治公民館の除染作業は、たてといはけ口の汚泥除去、落ち葉除去、除草ということでしたが、 の答弁の中で、自治会公民館は地域の代表者の方と連絡をとりながら進めますというお答えでしたので、確認をさせていただきたいのですが、代表者の方から、汚泥除去、落ち葉除去、除草以外の除染作業の依頼があった場合、「いや、もうちょっとここやってほしいんだよ」とか、ちょっとした要望でしたりとか、そういったことがあった場合は対応していただけるのかどうか、お尋ねをいたします。

また、もし作業として線量が下がらなかったと

いった場合には、二度目の除去はあるのかどうかお尋ねいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強君） その自治会長さんなり代表者の方から、除染についてのご要望があった場合に、どういうふうにお応えしていくのか。あとは再度除染というようなことを、どういうふうに考えているかというようなご質問だと思います。

まず、除染につきましては、補助金メニューというものが決まっておりますので、やはりその中で対応をさせていただきたいというふうに考えております。

そんなところで、先ほど申し上げましたように、雨どいのたてどいのところの汚泥の除去であるとか、あるいは落ち葉の除去であるとか、そういったものが対象となるというふうなことでございまして、例えば、18歳以下の住宅でやっておりますような表土除去というものは、補助対象メニューにはございませんので、そういったものは残念ながら対象とならないというふうなことでありますので、やはり補助対象メニューの中からというふうなことで考えていきたいというふうなことで考えております。

それから、0.23以下にならなかった場合というふうなことでありますが、再除染というようなことでありますが、それにつきましては、前もたしか議会のほうでも答弁があったかと思っておりますけれども、国のほうで、環境省のほうで再度の除染というふうなことについては現在のところ考えていないというふうなことだと思います。でありますので、国なりの動向を今後も見据えながら、そちらについては考えていきたいというふうなことで考えております。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） 大変よくわかりました。除去メニューに沿っての作業内容ということで了解をいたしました。

続きまして、の再質問させていただきたいのですが、地域除染活動についてなんですけれども、市民との協働で除染を進めるものであるという答弁をいただきました。線量低減化地域活動支援事業として除染するということでしたが、この事業については、ちょっと知りませんでした。この事業に対しては、これを最初から知っている方が協働作業でやるから申し込みしますよというだったのか、または、お問い合わせがあったら紹介するという形での事業だったのか、ちょっと認知度が低いように思われますが、こういったことでの作業へとつながったのでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強君） この地域活動支援事業、どんなふうにして市民の皆様にも周知していったのかというふうなご質問かと思えます。

これにつきましては、この除染を始めるに当たりまして、地域ごとだったと思いますけれども、説明会のほうを開催してございます。その中で地域の自治会長さんなりに集まってお聞きいただきまして、そこでこういう方法もございましてというふうなことで、ぜひこんな手法もお使いになっていただきたいというふうなところをご説明申し上げたというような経緯がございまして。

それから、広報等でも周知を図ったところでございます。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） 了解いたしました。

今でも、震災から3年半たちましたが、今もこういう市民協働でということでの申し込みの件数

なんかはあるのでしょうか、お尋ねいたします。
議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強君） 現在まで、平成24年度が3施設、それから、平成25年度が10施設というふうなことになるわけなんですけれども、やはり地元の皆様方、地域除染といいますと、大体がその地元のちっちゃな公園とかをご要望されるわけなんです。つまり、先ほど申し上げましたように、今年度、帰属公園、小規模の公園を実施するというふうなことになるわけなんです。いや、それまで待てない。心配だから早くやりたいというふうなことで、やはり地域の皆様方が自主的に取り組んでくださったというふうなことでありますので、今年度、その小規模な帰属公園等も除染を実施するというふうなことでありますので、希望はかなり減ってくるものだろうというふうには考えております。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） 着々と除染が市民協働の活動の中でも進んでいるということがわかりました。

本市の除染作業もかなり進んでおります。安心・安全なまちづくりのため、今後も着実に除染作業が進むことを期待し、私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

議長（中村芳隆君） 以上で、2番、星宏子君の市政一般質問は終了いたしました。

齊 藤 誠 之 君

議長（中村芳隆君） 次に、4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） 皆さん、改めましてこんにちは。お昼を食べた後ということで、なかなか消化の時間ということで眠気も増してくるかと思

ますが、元気よく、テンポよく質問を一生懸命したいと思いますので、どうぞご協力いただければと思います。

議席番号4番、TEAM那須塩原、齊藤誠之、市政通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1、那須塩原市の住みよさランキングについて。

6月27日に公開された東洋経済新報社の「住みよさランキング2014」で、本市は県内では1位、関東地区では17位、全国でも94位という順位をつけました。

この住みよさランキングは、それぞれの市が持つ都市力を「安心度」、「利便度」、「快適度」、「富裕度」、「住居水準充実度」の5つの観点に分類し、採用15指標について、それぞれ平均値を50とする偏差値を算出、その単純偏差値を総合評価としてあらわしたものです。

今回の結果を受け、他市並びに住民からの注目や関心が高まり、本市はこの結果を踏まえた定住促進のまちづくりを進めていくことから、以下の点についてお伺いいたします。

本市の順位に対しての所見をお伺いいたします。

今後定住促進に向けて、どのように反映していくのかをお伺いいたします。

今後の本市の取り組みについてお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 齊藤議員の質問に順次お答えいたします。

那須塩原市の「住みよさランキング」に関する問いでございますが、これ一括してずっと答えて

まいります。

東洋経済新報社が、例年公表している「住みよさランキング」については、それぞれの持つ都市力について、独自の観点から公的統計データをベースに、全国の都市をランクづけしているところから、客観的かつ公平性のあるランキングであると認識しております。

今年の「住みよさランキング」において本市が、全国813都市のうち94位、県内では1位、関東地区、けさ調べたら東京23区も含まれています。含まれて203の都市、郡がございますが、その中で17位という数字だったと思います。

これまでの行政運営だけではなく、民間も含めた経済力や民力度が高く評価されたものと考えており、改めて本市のポテンシャルの高さを認識しております。

今後は、ランキングで示されている指標も参考にして、本市の強みと弱みを強く意識した上で、さらなるランクアップを目指して、各種の事業を実施してまいりたいと考えております。

そのことにより、市民の皆様は「このまちに生まれてよかった」、「住んでよかった」と感じていただけるようなまちづくりができると考えております。

さらに、本市が住みよいまちとして県内1位という評価を受けたことを踏まえ、「住んでみたいまち」として認識されるよう、その魅力や優位性を強く内外にPRをして、定住促進につなげていきたいと思っています。

このランキング関係についてなんですけれども、一言つけ加えておきますが、那須塩原市、つい5年前まで240位前後だったんですね。ここ3年ぐらいで急成長したと。このことを私はとても強く見ていて、この効果って何だ。これは合併のメリットと総体的として分析しております。

ですから、ことしの94位に満足をしているわけではありません。なぜなら、合併した栃木県内の市町、私も詳しくではないんですけども大ざっぱに調べた中では、合併してランキングが上がるって、ほとんどない。合併すると落ちてくるんですよ。それはいわゆる過疎地を吸合して合併する。全国がそういう形になっておりますので、その中で一人、これは名前を上げてあれですけども、塩原とか旧高林地区は過疎の地域でございますが、過疎を持ちながらおランクが上がると、こうことについては非常に私は合併の一番のメリットだったと思います。

いずれにしても、この個人、市民一人一人がその地域に住んだ幸福度といいますか、住みよさ、こういうものについて上位にランクされているということについては、これは私も大変うれしく思っておりますが、これのみを他に向かって誇りにしてお話をしようという気はございません。

なぜなら、ランキングって、別な見方もあるんですよ。これは、例えば私の手持ちしている寺島実郎さんの研究所で発表しているランキングは、この東洋経済が15の指標、しかし、その先生の指標は60の指標。物すごく詳しく分析をしてやっておりますして、まだこの指標の結果は、市までは出ておりません。県の中で、全国47都道府県のランキング、きちっと出ていまして納得するんですけども、栃木県というのは、多分私の試算では47で、住みよさランキングで間違いなく7位とか9位とかに入るはずでございましたが、現在、19位なんですよ、栃木県全体で。

何が足を引いているか、それは経済力とか産業の力とか、人口増加率とか、1人当たりの所得とか、全部一桁ですから。だから、こういうものがあるのに何で19位なのと思って実は調べていたら、選挙の投票率、これ全国で47都道府県で45番なん

ですよ。結局、この選挙の投票率が上がらないというのは、このことが大きく足を引いて、もう真ん中まで引き下ろされていると、栃木県で。

本市についても似たような現象がないとは言えないので、この点については、これは執行部とか議会とかではなくて、市民全体でもう一生懸命努力をして、至らないものは上げていくと、こういう形にしていければ幸いかなと思っておりました。

ただ、冒頭申し上げましたように、合併してランクの上がっている市、ほとんどありません。落ちっぱなしです、周辺を見ても。これ、とっても不思議な現象。こういうことは、那須塩原市が誇りに思って、自信を持って施策を遂行していったらいいと、こういう判断も私にはございます。あとは齊藤議員の判断の中で、やっぱり数字を見て、数字を覚えるだけでは人はだめで、それが何を意味しているか、こういうことを常に掘り下げていて、私はいるつもりで市政担当に当たっております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） 市長、ご答弁ありがとうございます。

私が用意した「住みよさランキング」以外に市長がご用意したデータということで、私はこの1位のことにに関して元気よくいこうと思ったんですが、全国的なデータ、上には上があって、いろいろなところの観点は必要だということで、とても勉強させていただきました。

ただ、投票率の低下に関しましては、私の質問で出た以上ではないと思いますので、各議員が頑張っって、那須塩原市を盛り上げていくということで、その辺は議員の立場としても頑張っていきたいと思います。ありがとうございます。

そして、再質問のほうに入らせていただきます。

ただいまご答弁ありましたけれども、本年度の本市の全国の順位は、先ほども申したとおり、昨年も94位だったんですが、同様の94位ではありましたが、県内では54万人大都市以上のランキングではトップの宇都宮市を抜いて1位となりました。改めてポテンシャルの高さを認識したと今お答えがされたと思います。

数字を見てみると、利便度の高さ、そして今回から安心度ですね、安心度が14の指標から15の指標に変わって、保育所関連のデータ、待機児童、調整済のゼロから4歳、人口当たりの保育所定員数が算出指標に追加されたということで、本年度にかわりましたは、なぜか数値のほう下がったということを知りましたが、本市の取り組みに関しまして、今後さらなる順位の向上が見られる。そして順位の、高い順位が続くと予想されます。

そこで、今年度住みよさランキング県内1位とせっかくなったわけですから、この順位を本市に住んでおられる市民の方に示すことで、那須塩原市は県内で最も住みよい地域であるという認識を共有していただくことが必要だと考えますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。また、知っていただくための周知などは行ったのでしょうか、お伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 住みよさランキング県内1位ということで、その辺のPRがどうかというお尋ねだと思いますけれども、市長みずからさまざまな団体の会合とかイベントにおいて、住みよさランキングが県内1位になったということをお話されてきております。これが一番の市民へのPRかなというふうに認識しているところでございまして、また6月の記者会見の後に、新聞などで

も県内1位になったということが取り上げられて
ございます。今後もさまざまな機会を捉えまして、
こういった住みよいまちであるということをPR
していきたいというふうに思っております。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） ただいまご答弁いただきま
した。市長がさまざまなイベント等々で言葉を発
せられているということで、周知をしているとい
うことなのですが、こういった質問をさせていただ
いたというのも、外部の審査機関での今回は評価
ということでも1位となりましたが、本市に住ま
われている市民の実際の評価では違うところもあ
ると考えるからです。結果を踏まえて実感してい
ただいている方も、そうじゃないと感じている方
もいると思います。そうした市民の反応を得るた
めにも、周知が必要ではないかと思ひまして聞か
せていただきました。もちろん、市政やまちづく
りにもっと関心を持ってもらうことが一番である
からと思います。今さらではありますが、定住と
は、現在住んでいる人が今後も住み続けることで
あり、定住に必要なものは地域の住みよさと地域
の魅力であります。また、年齢の経過とともに愛
着が湧く傾向があり、住みやすい、住み続けたい
となっていきます。

ちなみに、平成24年度から始まった後期基本計
画の策定に資する調査として、本市が平成22年度
6月に行いましたまちづくりのアンケートでも、
本市において住みやすいかというアンケートの回
答に対して、住みやすいまたはどちらかと言えば
住みやすいと答えている市民の方が79%、住み続
けたいかのアンケートでは、住み続けたいが
68.9%と本市に住むことに関してのデータとして
は、今回の住みよさランキングイコール定住と考
えると同じ傾向にあり、住みやすいという結果を
本市が掲げている定住促進に置きかえるとよい結

果が出ていることから、そのいいところはアピー
ルすべきであると考えます。また、那須塩原市へ
の愛着を感じている方もやや感じている人も含め
76.2%と、この当時のデータでは高い数値となっ
ております。

そこで、市民の方と行政が愛着を持って一体感
を持ち、本市の魅力を伝え、定住促進を図るため
に、那須塩原市市民にも住みよさをPRしていただ
くことも考えてみてはどうでしょうか。この情
報、住みよさを発信する方法としては、定住促進
計画のシティプロモーションに掲げているとおり、
まず住んでいる人たちがその気持ちを持っている
ということが重要な事実になると思います。そこ
で、住みよさのPRを行うに当たって、那須塩原
市民の方にもわかりやすくアピールしやすい定住
促進にかかわるキャッチフレーズを作成する等の
考えはありますでしょうか、お伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 現在、定住促進計画の
中では「ウェルカム なすしおばら」ということ
で、キャッチコピーをつけてございます。現在、
スパックという若手の実行部隊の中で、このキャ
ッチコピーのつくり方等の研修も行っておりまし
て、住みよいということも視点に入れて新たな
ものができるのであれば、そういったキャッチコ
ピーをつくってPRをしていきたいというふうには
考えております。今のところ、「ウェルカム
なすしおばら」というものを全面に出してPRを
していきたいと思っています。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） ご答弁いただきました。

「Welcome!! なすしおばら ~えらばれしま
ちへ~」、「ウェルカム なすしおばら」という
定住促進のキャッチフレーズを今企画部長がお答

えいただきました。こういった市民の方にも浸透しやすく、覚えやすく、気軽に発言できる言葉があれば、この言葉をそのまま利用できるはずなんです。外から来る方にも「ウェルカム なすしおばら」、そして住んでいる方、住みに引っ越してきた方にも、隣の住民が「ウェルカム なすしおばら」と、行政だけが発信するものではなく、市全体がこのキャッチフレーズを意識して発信していくことで、少なからずや愛着を持ちやすく、気軽にそのまちをPRでき、なおかつ愛着を持ち住んでいる市民の意識を表現できると考えております。

それ以外にも、例えば駅前にフラッグを、ちっちゃいフラッグでもいいですから、今年度でいけば「2014ウェルカム なすしおばら」と、あと商店街にも掲げる、こういった意識づけもできると思います。各所に分かれて、ある年数ごとに見直し、常に市民の方とプロモートできるような楽しい仕掛けをこれからも考え、住みやすさを追求しながら市民の方とともに、このまちの住みよさのPRをし続けていけるような取り組みなども行ってほしいと思います。

定住イコール住みやすさ、本市は定住構想で7つのキーワードを掲げ、さまざまな取り組みに着手しているところです。このキーワードの中には、住みよさランキングに反映される項目がたくさんあると思います。ぜひ現在取りかかっている施策、これから取りかかる施策が多々ある中でも、各部各課の協力のもと、努力と熱い思いを持った行政パフォーマンスでさらなる住みやすさを向上していただきたいと思います。

市長は、このランキングに対し、「一日でも早く上位50位を目指すべく、市の徹底した活性化と底上げをしていきたい」と述べております。一つの指標とはいえ、たくさんの方々が一目見てその

位置を知ることができるのは数字です。この数字ばかりで本当のよさはわからなくとも、そのよさの認識を市民の方や他の地域に住まわれる地域の方に発信していただきたいと思います。

最後に、昨日の新聞ですが、県内の県立、私立高校2年生1,113人を対象に実施したアンケート調査で、栃木県の話ですが、栃木にずっと住みたいと答えた生徒が5年前の2009年度の数値を大きく上回ったという喜ばしい記事が掲載されておりました。県内に住む高校生ということで、県全体の喜びもそうですが、本市にある高校生にもこの回答は含まれていると考えると、とても先が明るいことだと思います。そしてこのアンケートでも、愛着を感じているかとの問いにも、とても感じているが30.9%、やや感じているが40.8%と7割もの数値が出ております。今後の定住に向けての大きな自信になることでしょうかから、本市各課の皆様の懸命な努力のもと、市民全体に愛着を持っていただくさらなる行政サービスと取り組みのお願いを申し上げまして、この項の質問を閉じさせていただきます。

続きまして、2番、ふるさと納税について。

ふるさと納税（寄附金）は、ふるさとに貢献したい、また、本市以外に住まわれている方々から那須塩原市を応援したいという納税者の思いを実現するために、平成20年度税制改正により制度が創設されました。特に最近ではメディアにも取り上げられ関心が高まっております。本市においても過日、新聞報道にもありましたように、ふるさと納税の見直しを掲げ、この制度に本格的に取りかかる中、新たな税収の確保や本市の魅力をPRできる場であると同時に、他の団体への寄附が盛んになれば、地元住民がいながら税収が減ることも懸念されることから、ふるさと納税の本市における取り組みについてお伺いいたします。

ふるさと納税の現状についてお伺いいたします。

ふるさと納税についての捉え方についてお伺いいたします。

ふるさと納税のメリット、デメリットについてお伺いいたします。

ふるさと納税に対し、今後の取り組みについてお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君の質問に対し、答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 2、ふるさと納税について、順次お答えをいたします。

まず、のふるさと納税の現状についてですが、本市のふるさと寄附制度は、ふるさと市民カードを通して地域経済の活性化を図ることを大きな目的として創設したものであり、寄附者が寄附金の使途分野を指定できる制度として、本年度で7年目を迎えるところでございます。

これまでの実績といたしましては、制度を開始した平成20年度から25年度までの6年間で、合計75名、総額で約931万円の寄附をいただいております。各年度の平均では、寄附者12.5名、寄附金約155万円でございます。

次に、のふるさと納税についての捉え方についてですが、これまでふるさと納税につきましては、寄附者のふるさとに貢献したい、地域を応援したいという思いを形にするために寄附金の使い道を選択していくことのみで、本制度を運用していたところでございますが、市を広くPRすること、歳入の確保等本制度を有効に活用していく検討を始めております。

次に、のふるさと納税のメリット、デメリットについてですが、ふるさと納税のメリットとし

ては、自分のふるさと以外でも、好きな地域の自治体に寄附することができること、寄附者が寄附金の使途を選択できる場合があること、寄附金額が2,000円を超える場合は所得税並びに個人住民税において寄附金控除が適用されることなどが挙げられます。また、ふるさと納税に関するデメリットについては、特にないものと思われま

す。最後に、のふるさと納税に対し、今後の取り組みについてお答えします。

ふるさと納税を通じ、本市の知名度をさらに向上させること、特産品を知ってもらうこと、そして本市を訪問してもらうことを念頭に置いて検討を行うとともに、寄附の手の簡略化についても検討をしてみたいと考えております。

いずれにいたしましても、本制度を有効に活用することで、定住促進の一環になるような制度設計を実施してまいります。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） ご答弁ありがとうございます。ただいま、部長のほうからご回答があったとおり、今後ふるさと納税の制度によりまして、税収が減る中で新たな税収の確保や本市の魅力をPRできるというこの制度に対して、本市も素早い対応をしてくれているということにとっても感謝しております。

その中で、今回この取り組みに対して検討なされている内容についてお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 今回、制度の新たな取り組みということでございますが、これまでの寄附だけをいただくという方と、新たに特産品を対象とする方、2通りできるというふうに考えてございます。そんな中で、これまでやっていたふる

さと納税につきまして、そのまま制度を存続させていきたいというふうには考えてございます。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） ありがとうございます。

それでは、今回、その件におきまして、今回の内容について補正のほうで取り組みを検討されているということで、よろしいでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 今回、新たな特産品をお送りするというようなふるさと納税の制度を検討しているわけでございますけれども、その予算を9月補正に計上をさせていただいております。補正で計上している内容につきましては、業務委託としてサイトの開設からPR集の特産品の送付等を一括して行っていただけるような、そんな委託を今考えているところでございます。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） ただいま、ご答弁いただきました。業者を使つてのPR、そしてそのホームページのサイトの構築ということで、地域の物産等々に関しましては、自分たち市民、そして行政の方が率先をして集めてくると思います。サイトの構築に関しましてはしっかりと業者をお願いするものとして、物品、内容に関しましてはしっかりと話し合っていたいただきたいと思います。

続きまして、寄附の対象として各自自治体によりいろいろな選択ができると思うんですが、本市の場合には現に住んでいる市民が自分の市に寄附をできるようにするのでしょうか、お聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 市民が寄附をできるという制度、これまでも寄附をいただいていたとい

う実績がございまして、26年度は8月20日までに21件ほど、市内の方もご寄附をいただいております。そういうこれまでの市民が寄附をしていたという制度も、そのまま残していければというふうに思っておりますが、できれば市民の方には特産品というものを選ばない形での寄附をいただければというふうに思っております。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） 部長のほうでちょっと言いづらかったと思うんですが、私その、今答弁がなければ、その先を聞こうと思ったんですが、市民として市を応援したいということであれば、市の応援のしるしであるふるさと市民カード、こちらのほうで市の特典を受けていただくという形であればいいのかなと思いました。そのふるさと市民カードのことに、ちょっとお聞きしたいんですが、これに関しましては、今答弁があったとおり、回答はわかると思うんですが、今後もカードとしての存在は残るのでしょうか、お伺いします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） その点、ふるさと市民カードにつきましては、存続をしていきたいというふうに思っています。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） もう一度、ふるさと市民カードについて聞かせてください。現在、協力店がいろいろジャンルによってたくさんあると思います。今後、ふるさと納税の制度を利用した中で、各企業のPRも含めてホームページ等では業者、協力してくれる協力店のほうを応募していると思うんですが、今後拡大を狙う考えはありでしょうか、お聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） ふるさと市民優待店というんですかね、協力店が市内に、市の施設も含めて89店舗ございます。こちら辺については、できるだけふるさと市民カードを使って有効に利用できる範囲をふやしていければということで、引き続きPRもしていきたいというふうに思っています。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） ぜひ、協力のほうをお願いしていただきまして、協力業者、そして寄附をする市民の方々がふえることを期待いたします。実際、ホームページのほうを見ると、結構割引のいいものとか内容が書いてあるんですね。びっくりしちゃって、そこまでやっていいのかというような内容もありますので、ぜひ皆さん、ホームページのほうを見ていただきたいと思います。

それで、4番、新聞の報道なんですけど、企画部長のほうでふるさと納税制度に関しまして、県内類例のないものにしたいと言っていることで、今考えているとは思いますが、この制度を行う上で、現段階で考えること等があれば、お聞かせ願います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 類例のないものということで、今非常にふるさと納税制度がはやっています、いろいろな自治体でいろいろな取り組みがもう始まっちゃっていますので、こちらで考えていることが、既にもう実施されているというような状況になりつつあるところではございますけれども、できるだけふるさと納税という形で寄附をいただいた方、できればこちらにまたおいでいただいて宿泊とかできるような、そんなことも考えていきたいなというふうに思っています。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） ありがとうございます。

確かに、報道が過熱してから自治体ですごいスピードで立ち上げているところがあると思うんですが、本市においては応援したい人はそのまま寄附という形で意思をあらわしていただけますが、多分全国民に角度を変えますと、明らかにお得感とか食べたいものとか、そういった違った理由で寄附をしてくださる全国民がいると思います。その中でも、自分たちの地域のポテンシャルを生かしたものの、例えば那須塩原の認定ブランド、そして今部長が言いました塩原・板室温泉、そういったものを含めて、地域に、那須塩原だからできるもの、こういったものをしっかりとバック詰めをしてやっていただきたいと思います。

平成25年12月に企画部市民協働推進課統計係から発行しているふるさとウォッチングという冊子に記述してありますブランド総合研究所統計の地域ブランド調査というものがありまして、本市の産品購入意欲度は、先ほどの住みよさと一緒なんですけど、ランキングなんですけど、高いとは言えない順位となっております。このふるさと納税制度を利用して、先ほども言いました那須塩原の認定ブランド等も含めたブランド商品、それや那須塩原市の魅力ある食品、あるいは食品以外の名産品などをPRすることで、産品購入意欲度の向上も図れ、順位が上がると考えられます。本市においては、既に取りかかっております商品もあると思いますが、今後いろいろな観点からふるさと納税を寄附していただけるようなラインナップをそろえていただきたいと思います。

これぞ那須塩原と思っていただけるような、この地域を知っている人たちからふるさとを今一度考えていただけるような品も考えていただきたいと思います。

先ほど申しましたとおり、この地域をPRする商品、温泉のあれとかも言いましたけれども、地域を限定としてもおもしろいのかもしれません。足を運んでいただけるような商品を含むならば、例えば関東圏限定とか、そうしてみるのも一つの手でしょう。遠方の方に関しましては、そのまま那須塩原のブランド、あとは食品、名産品をアップするような、とにかく選べる種類により、この制度を利用し応援してくださる人たちには魅力を求めてホームページ等にアクセスしてくれるような、そのようなしつらえをしていただければと思います。

また、本市のPRと特産、名産品を踏まえて、本市の魅力を発信し、寄附をしてくださる、本市を応援したい方々がふえるとなると、その発信に係る商品の詰め合わせやその関連業務などで雇用の創出につながる、そういった事例も全国では起きております。

この地域の魅力がホームページ等を見に来た方々に発信できるような取り組みを、重ね重ねですが、お願いしたいと思います。どの自治体も工夫を凝らしております。ぜひ、しっかりとした流れをつくり上げて、ふるさと納税制度に組み、そして始まった項目ということで、月日がたてば検証もできると思いますので、本市の魅力と、そして定住促進を進める本市の取り組みについて、一つ思ったんですが、その商品の中に住みよさランキング1位という紙、入れてもいいと思うんですね。何だろう、QRコードとかをつけて携帯出せば、そこに跳ぶとかということで、とにかく周知していただいて、この市はこういうことをやっているから、これだけ順位が上がったんだということもやっていただくのもおもしろいかもしれません。

この制度は、確かにふるさとを応援したいとい

うことで、純粋な思いからふるさとを応援したい制度から始まったと思うんですが、先ほども言ったとおり、地域の魅力あふれる商品を目当てに来る国民の方もいらっしゃると思います。ぜひ、関東圏に定住促進で言えば、関東圏の方々には、そのホームページに行き着いていただき、ホームページのど真ん中のところからクリックしてもらったときには、本市のよさと定住促進をうたっている本市の取り組みにアクセスできるような、そんな取り組みに期待をして、この項の質問も終了させていただきます。

3、小中一貫校について。

政府の教育再生実行会議がこのたび5次提言の骨子をまとめましたが、その中の一つに小中一貫教育学校(仮称)があります。国は、義務教育の9年間の中で教育課程の区切りを柔軟にできるようにすることを要請しており、今後制度化に向けた話し合いが進められていきます。本市においても、先進的な教育に力を注いでおり、将来の子もたちのために整える教育環境には大きな期待をすることから、以下の点についてお伺いいたします。

本市の目指す小中一貫校の基本方針をお伺いいたします。

今年度から始まった本市の小中一貫校の現状についてお伺いいたします。

現状における小中一貫校のメリット、デメリットをお伺いいたします。

本市における将来の小中一貫校のあり方についてお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長(中村芳隆君) 4番、齊藤誠之君の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

教育長(大宮司敏夫君) それでは、小中一貫校

についてのご質問に順次お答えさせていただきたいと思えます。

まず、本市の小中一貫校の基本方針についてのご質問でありますけれども、教育委員会では、小中一貫教育を人格の基盤である確かな学力、体力、社会力、豊かな心の育成を目指す人づくり教育の柱と位置づけ、各中学校区の地域の特色を生かした教育活動を展開しながら、児童生徒の生きる力を育成していきたいと、このように考えております。具体的には、小中一貫教育を通して9年間を通じた学びの連続性を確保しながら、学力と体力の向上を図るとともに、より幅の広い異年齢集団による体験活動を通して、集団における生きる力、人間としての生き方に対する心や態度を育成していきたいと、このように考えております。

次、本市の小中一貫校の現状についてのご質問でありますけれども、これは塩原小中学校かと思えますので、この取り組みについてお答えをいたします。

塩原小中学校では、児童生徒の育ちと学びを結びつけながら、発達の段階に応じた適切な支援を行うことによって確かな学力、体力を育成すること。また、塩原の自然を生かした豊かな体験活動を通して人間性を育み、児童生徒一人一人の個性を伸ばすこと。これらを目標にしており、小中一貫教育をスタートさせたところであります。具体的には、9年間を見通したカリキュラムによる英語教育と、地域とのかかわりを重視した生活科、総合的な学習の時間の実践を2つの柱として施設一体型の利点を生かしながら、学年を小学1年生から4年生、5年生から中学1年生、そして中学2年生から3年生までのくくりとする体制をとり、小中学校の先生が相互に授業を担当するなどしながら、教育活動を展開しているところであります。

続きまして、現状における小中一貫校のメ

リット、デメリットについてのご質問ですが、これも塩原小中学校を例に答えさせていただきます。

塩原小中学校における施設一体型の小中一貫教育のメリットとしましては、中学生が小学生の面倒をよく見ることで、学校全体に親和的な雰囲気醸成されていると。中学生の節度ある行動が小学生のよい手本となっている。また、小中学校の教職員同士の情報交換が密にできているため、9年間を見通した児童生徒の指導がスムーズに実践できている。さらには、教職員の相互乗り入れにより効果的な学習指導が展開できているなど、さまざまなメリットが報告されております。

課題としましては、小学校6年生のリーダーシップが図りにくい、小中合同行事の企画、準備に時間がかかる等が報告されています。また、現在学校教育法におきまして、あくまでも小学校、そして中学校が別であるため、先ほど申し上げたように一貫校としての4、3、2のくくりによる学制とのずれが生じているということも課題となっております。

最後に、将来の小中一貫校のあり方についてのご質問にお答えいたします。

将来の小中一貫校のあり方につきましては、平成28年度からの全市小中一貫教育開始に向けまして、各中学校区とも準備を進めているところであります。基本的には、塩原小中学校以外の各中学校区におきましては、施設分離型での実施になりますので、地域や学校の特色を生かし、知、徳、体の調和がとれた児童生徒の育成を目指す教育目標を設定するとともに、児童生徒の心身の発達を十分考慮した上で、義務教育9年間を見通した教育課程を編成、実施することにより、小中一貫教育を推進していきたいと、このように現在考えているところであります。

以上です。

議長（中村芳隆君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） ご答弁ありがとうございます。

それでは、再質問のほう、関連がございますので、一括にてさせていきたいと思えます。

まず、1番の基本方針の件でございますが、今年度の基本方針が書いてある冊子を見させていただきました。昨年度では計画段階、研究段階であった本市の小中一貫に関しまして、今年度は取りかかっているということで、着実に研究を重ねてきていることが理解できます。この件については理解をいたしました。

そして、2番のほうで小中一貫の現状についてお伺いいたしましたが、施設一体型の塩原小中学校の現状をお伺いしたのですが、本年度もう一つ黒磯北中学校区ですね。こちらは施設分離型ということで、こちらの現状についてもお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） それでは、お尋ねの、今年度スタートしました施設分離型の小中一貫教育の現状ということでございましたので、今年度黒磯北中学校区、稲村小学校、東原小学校、そして黒磯北中学校、こちらが同じく小中一貫教育をスタートさせております。こちらでは、それぞれ

学校には教育目標というものがあられるわけですが、それに加えて黒磯北中学校区として共通の教育目標というんですか、目指す児童生徒像というものを設定しております。参考に紹介しますと、さわやかな挨拶をする子、生き生きと学ぶ子、思いやりのある子、これが黒磯北中学校区の小学校、中学校それぞれ共通して、こういう子どもたちを育てていこうということを目指して掲げております。

そして、塩原小中学校と同様に核となる、9年間を貫くもの、それを2つ設定してありまして、1つが、系統的な9年間の話し合い活動、特別活動のことですね。特別活動の中でも話し合い活動、これらを9年間しっかりと通そうと。それからもう一つが教科指導でありまして、児童生徒の実態に即した算数、数学のカリキュラム編成、つまり算数、数学を9年間見通していくということが、この2つが黒磯北中学校区でそれぞれの学校をつなぐものとなっております。

また、それぞれの学習指導、それから児童生徒指導、それから健康指導ですね。それから特別支援教育という、この4つの領域についてそれぞれの中学校区の先生方が4つのどこかには所属をして、9年間を通してどのような指導をしていくかということ、共通理解を図っているということでございます。例えば、児童生徒指導であったとすれば、どのような基本的な生活習慣を、9年間段階を追ってやっていくかということ。それらを評価表のようなものを作成して、どこまでできているかということをチェックしたり、そんなことを取りかかっております。

また、こういったことは学校だけの取り組みではだめなわけで、黒磯北中学校区の小中一貫教育についてのリーフレットを作成しまして、それらを全家庭に配布をしまして、一緒に子どもたちを育てていってほしいということで周知を図って

いるというような、そんなような状況にございます。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） ご答弁ありがとうございます。

その学校の区においての一つの指標を目指して取り組んでいるということの状況に関しましては、すばらしい取り組みだと思います。その中で、先ほどから申しております施設分離型について詳しくご説明願います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 施設分離型、一体型と大きく異なるところで物理的にありまして、塩原小中学校でお話ししたような活動が、正直言いまして制限がかかってきてしまう、これは物理的に仕方のないことであろうと思っております。ですので、子どもたちが頻繁に交流をするというのはちょっと難しい部分がございます。

ただ、黒磯北中学校区におきましては、ご承知のとおりスイスイウオークでしたでしょうか、それを実施しておりますので、合同の行事を幾つか持てるという、そこのあるかなと思います。

一方で、先生方ですが、これは先生方のほうが積極的に交流を図っているわけでありまして、少なくとも年に一度は中学校の先生が小学校に、小学校の先生が中学校に行って、実際に授業にかかわるということを通して、それぞれの学校の教育内容について理解を深めるということを実践しているわけでありまして。

いずれにしましても、小中一貫教育で一番大切なことは子どもたちに何かをさせるということではなくて、実際、小学校と中学校の文化の違いがまずあります。その文化の違いをお互いに理解し

あって、中学校であれば小学校というところはこういう教育をしているんだ、逆に小学校であれば中学校に子どもたちが行ったときに、どういう教育を受けるのかということとしっかりとまず先生方が理解し合う、簡単に言えばそういう小学校と中学校の文化の違いをなくすということが大変大切なことだと、こんなふうに思っております。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） 現状についてのご説明ありがとうございます。

先生方の交流ということで、確かに3番のほうにもちょっとかかわってくるんですけども、先生が頻繁に小学校に顔を出さなければ、中学校に行ったら誰だかわからない。極端な話、垣根を取っ払って上がっていくわけですから、その生徒たちにはその中学校の先生がいたと認識を持ってもらうことがまず一番、そして信頼を勝ち取るのが先生の力ということで、子どもたちの育成にかかわるところで先生がキーポイントだということも理解できました。ありがとうございます。

その中で、3番に精通しているんですが、こちらでもメリットについては、塩原小中学校に関しましては、同じ学校内、施設一体型ということで、たくさんのよい効果が見られているということですが、先ほど申したとおり、回数に関しましては頻繁に行えるわけではございませんが、施設分離型にとっても同じような効果は得られているでしょうか、お伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 基本的な、小中一貫教育で目指すものについては、施設分離型であっても一体型であってもできているであろうというふうに思います。

ただ、同じことをするという事は難しいわけ

でありまして、逆にそれぞれの中学校区ごとに抱えている課題、それから環境、いろいろなものが違いますので、その学区で一番必要なもの、それが何かということをしっかり議論し合った上で、それを実践していくということが大切であろうというふうに考えております。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） ありがとうございます。そうですね、その現状に合ったものと、そして何がメリットかというところもこれから、スタートした段階ということもありまして、いろいろな検証ができると思います。今後、メリットが多いことが当たり前と思って小中一貫に取り組んでいるということなので、ぜひまた後に聞かせていただければと思います。

次に、教員の免許制度等が一部何ていうんですか、教えることができる、先生によっては教えることができない免許等々のことが課題として書いてあった記事を見たんですけれども、本市の場合は教員の確保に関しては大丈夫なのかどうか、お伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 教員の免許制度の問題でございますが、確かにおっしゃるとおり、現行では小学校で授業をするためには小学校の教員免許状が必要ですし、中学校の場合には中学校の免許状、中学校の場合には教科ごとの免許状がありますので、そういった免許状を有していなければならないという制限がございます。ただし、義務教育の場合に多くの先生方は小学校の免許と中学校の免許を両方所有しているケースが多くございます。もちろんそれぞれの学校に配置する場合には、そういった先生方お一人お一人の所有する免許状をきちんと把握した上で、適切に配置をして

いるということでございます。

また、中学校の先生におきまして、小学校の免許なく中学校の先生が小学校に行く場合には、小学校の先生と一緒にチームティーチングのような形で授業にかかわる。逆に小学校の先生が中学校の免許を持っていない場合には、同様に複数で指導に当たるということは現行でも可能でありますので、そういったもので対応しているというのが現状でございます。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） 現状で免許をまだ持たれていないという方が、そういった何ていうんですか、サブとして参加して一緒に触れ合っていくという対応までできているということで、安心させていただきました。やっぱり国の施策のほうで来年度制度化される中で、その辺の問題も上がっているということで、大学等々では教育インターン制度とか、いろいろまだ書いてあって、私のほうはちょっと理解していないんですが、そういったものも踏まえて、とにかく先生自身が教えられるために先生のために足かせになっているものはなるべくとりやすい状況をつくってあげなければ、先生が子どもたちに向かえるはずのものが、免許というところの壁があってできないことも大変だと思いますので、その辺の取り組みのほうもよろしくお伺いいたします。

今、教育長のほうから一言出しましたけれども、中学校に関しましては教科ごとの免許ということをおっしゃっていました。その中で、皆さん大体わかると思うんですが、一部教科担任制、これについてをお伺い、説明をお願いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 基本的に小学校の場合には学級担任制、それから中学校の場合には教科

担任制ということで、教育活動が行われているわけです。これは、子どもたちの発達に合わせた指導方法でございます。

しかしながら、最近よく言われておりますのは、小学校の高学年において思春期に差しかかる年齢、大体学年でいけば5年生あたりから自我が芽生えてくるという、そういう時期になってきますと、多様な思考ができるようになってくるわけですので、おのずと専門性の高い教科指導というものが子どもたちにとっては学習効果が高くなるということが考えられます。あわせて、中学校へのスムーズな接続という点からも小学校高学年における教科ごとに先生がかかわって、しかも専門性をより意識した教科ごとの指導をしていくということは、大変大切なことであろうと思ひまして、これにつきましては、もう数年前から取り組んでおります。ただ、これは先生方が持っている免許とか得意な教科とかという部分もありまして、なかなか一概に同じような形で行えるわけではありませんが、可能な限り各学校においてそういう体制をとってほしいということをお願いはしています。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） ご説明ありがとうございます。

専門性をよくするというので、子どもたちがそういった教育にもう入っているということで、ぜひその効果に関しましては後にお聞きしたいと思ひます。

本市小中一貫教育の資料の中で、子どもたちの、先ほど答弁ありましたけれども、中学校卒業までの姿をイメージして指導に当たるとあります。こちらに関しましては先ほど説明はありましたが、施設分離型であれば年度がかわれば、行く場所も、学級のメンバーや担任、教科担任もかわることとなる。要は来る学校が違うことによって、中学校

で初めて会う子ども同士の場合ですね。そういったことも考えられ、中学校からは先生が教えに来てくれているかもしれませんが、そういった環境に対しての対応については、どうお考えかをお聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） その点につきまして施設分離型の場合に課題が残るわけでありましたが、それにつきましては、全ての学年において交流するというのは難しいわけですが、その接続の部分、とても大切なことでもありますので、小学校6年生がやがて進学する中学校に少しでもなれるということで、6年生の段階で何がしかの機会を設けて進学してくる仲間と事前に顔を合わせて活動するという意識して取り組んでいるところであります。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） ありがとうございます。

不安払拭ということで、ぜひ取り組んでいただきたいと思ひます。スポ少とか部活を、部活とは言いませんね、スポ少でやっている子なんかはいろいろな学校で触れ合っているところということで、特に仲がいい子とか私もよく見るんですが、部活動とか通っていない子ですね、スポ少とかに入っていない子に関しましては初めていく環境ということなので、そういったところも対応していただければと思ひます。

あと1つ、来年度、今回の黒磯北学校区よりも大きな学校が小中一貫教育を始めていくということで、内容に関してはそうやっているいろいろな対応で市のほうで対応していくということなんですが、保護者への説明なんかはどのような形で行われているのかを教えてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） ご質問のとおり、皆様方にお配りしましたけれども、小中一貫教育、このリーフレットの中でもありますとおり、27年度からは黒磯中学校区、それから西那須野中学校区、そして篝根中学校区、3つの中学校区がスタートさせるわけです。特に、西那須野中学校区ですと、西那須野中学校を初め東小、南小、大山小と大変大きい学校が、多分この辺が一番大きな規模になるのかなと思いますが、ですので、そういった規模に応じた当然活動というのが考えられてくるわけですが、いずれにしましても、既に黒磯北中学校区で行っていますとおり、その中学校区でどういう教育活動を行っていくのかということをもとめた資料、リーフレット、そういったものをしっかりと各保護者に配布をして、理解をしていただく。それから、機会あるごとに説明をしていくということが一番保護者の方々に理解していただくこと、そしてときには授業参観等、そういった機会に実際にその活動を見ていただくと、そういうことを通して理解をしていただけるものだと、こんなふうに思っております。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） ご答弁ありがとうございます。

確かに、先ほど星議員のほうで、集まる、親学等々の集まりが悪いと言ったときに、学校で一番集まるのはどこかなと思えば、確かに授業参観、そういったところで実施を示していきながら説明するということは、すごい有効な手段だと思えます。デメリット、メリットということではいろいろ伺わせていただきましたが、あらゆる対応をして小中一貫校を那須塩原の一つの教育として立ち上げていくという熱意を感じさせていただきました。

4番のところに含めて言いますけれども、国の

示す教育政策、来年度制度化されるということよりも、いち早く取り組む本市の教育に対する熱意は十分に伝わってきております。ただ、今回質問させていただいている小中一貫教育を進める理由としては、いじめや不登校などの問題や、現在の学制がつくられた当時と比べ子どもの発達が進んでいることや学習内容の高度化が進んでいることなどへの対策であると言われていることがあります。今回に関しましては捉え方の問題だとは思いますが、ぜひ対策としての新しい教育というよりは、本市がしっかり教育方針に書いてあるとおり、この小中一貫教育はこれからの子どもたちの教育には必要なことであること。そして教育者、学校、保護者、親、地域の方全てで同じ方向を向いて、地域の宝である子どもたちを本市の目指す子ども像へと育てていくためには、小中一貫校の政策が適当であり最適であると、そういった那須塩原らしさを出した前向きな趣旨をぜひ発信していただきたいと思っております。

そこで最後に質問させていただきます。これからの、28年度で全部そろうとは思いますが、小中一貫教育における展望をお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） さまざまなお話をさせていただきましたけれども、今後ということでもありますけれども、私ども、この計画によりますと、平成28年度から全市で小中一貫教育、あるいは施設一体型であれば小中一貫校がそろうわけでありますけれども、偶然にも、不確かでありますけれども、国としては来年度に学制改革に関する何かの法律の改正の手続を踏んで、早ければ、そうしますと平成28年度ということになりますので、本市の取り組みとたまたま一致するようになるのかなという期待もございます。

その中で、私どもの一番大事にしているものはこのリーフレットの中にもあるんですけども、小中学校の先生方が子どもたちの、中学校を卒業するときにどんな子に育つかということをイメージして、小学校1年生から中学校3年生まで9年間、それぞれ自分がどの発達段階の子どもの教育にかかわっているか。そしてそれが重なっていつ卒業する姿になるという、そういうイメージをしっかりとって、責任を持って一部を分担してやっているんだと、そういう意識をしっかりと持っていつてもらいたい、それが小中一貫教育の一番大切なところの一つであろうと、こんなふうに思っております。それを広げていけば、9年間先生方が責任を持って分担をして教育をしていくには、学校だけではだめでありまして、これらの教育活動につきまして、ぜひ保護者の方々には理解していただくということが大切であると思っております。

先ほど議員がおっしゃったように、まさに本市の子どもたち、地域の宝、那須塩原の宝であると私も思っておりますので、そういった意味で、中学校区単位でこの教育活動を進めることは家庭が同じエリアにあるということでもありますので、子どもの教育のかかわりについて、ぜひ学校と家庭と、そして地域が、本市が進めます小中一貫教育について理解をしていただいて、すばらしい子どもたちを育てていければと、こんなふうに思っております。ぜひよろしくご了解をお願いいたします。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） 展望を伺いました。ありがとうございました。

教育長を初め、関係各位の皆様におかれましては、これからの未来ある子どもたちの教育に対して、小中一貫教育を通して歩むべき道をしっかりと

とつくり上げていっていただき、人づくり教育の3つの柱の実現を図りまして、「楽しさいっぱい 夢いっぱい ふるさと大好き 那須塩原っ子」を育て上げていただきたいと思います。28年度から全市スタートということで、今後の本市の教育行政に対してさらなる期待をいたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（中村芳隆君） 以上で、4番、齊藤誠之君の市政一般質問は終了いたしました。

高久好一君

議長（中村芳隆君） 次に、11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 皆さん、こんにちは。いよいよ最後の質問になりました。11番、日本共産党、高久好一です。

一般質問を始めます。

それでは1番の不登校対策についてです。

全国で5年連続して減少していた小中学校における不登校児童生徒が昨年度増加に転じました。不登校に直接かかわる教師たちは危機感を募らせています。本市の考えと対策を求めるものです。

市の現状と課題について、どのように捉えていますか。

です。保健室登校児童生徒に対し、担任、養護教諭、学校、保護者等の連携はどのようにとられていますか。

です。小中一貫校は不登校や中1ギャップに有効な対策となり得ると思いますか。市の考えを伺います。

です。中長期的視野に立ち、全校にスクールカウンセラーの配置が必要と考えますが、県への要望、あるいは市単独で配置する考えはありますか。

か。

です。不登校、いじめ、体罰の事件数は数年おきに増減が繰り返されています。その中で率は上がっています。その状況の分析と対策は効果的に行われていますか。伺います。

以上、5点について伺うものです。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） それでは、1番の不登校対策についてご質問がございましたので、順次お答えさせていただきたいと思えます。

まず、の市の現状と課題について、どのように捉えているかのご質問でございますけれども、不登校対策は本市の児童生徒指導上、最重要としている課題でございます。平成22年度における不登校出現率、小学校で0.46%、中学校で4.72%を受けまして、平成24年度から第1次那須塩原市総合計画後期計画では、小中学校の不登校出現率を平成28年度までに小学校で0.37%、中学校で3.48%にすることを目標として不登校児童生徒の減少に現在取り組んでいるところであります。

平成25年度における不登校出現率は、小学校で0.30%、中学校で4.14%となりました。小学校につきましては目標をクリアして、中学校につきましては目標値に近づいているところであります。しかしながら、依然として各小中学校においては、いわゆる中1ギャップの問題や夏休み明けに増加するという傾向が引き続きありますので、これらのことが課題として上げられます。

続きまして、の保健室登校児童生徒に対しての担任、養護教諭、学校、保護者等の連携についてお答え申し上げます。

不登校児童生徒について、各学校では教室に入れない児童生徒や教室に居続けることが難しい児

童生徒の居場所としまして、保健室や相談室を利用しております。各学校では、校内不登校対策委員会を開いて対応の方針を決めております。場合によっては教室以外の居場所を確保し、担任や養護教諭、教育相談係、こころの教室相談員などが役割を決めて対応しております。これを全職員に周知し、全校体制で児童生徒へのサポートを行うとともに、家庭訪問や面談などで保護者との情報交換を密に行っているというところでございます。

次、の小中一貫校は不登校や中1ギャップに有効な対策となり得るかについてのご質問ですが、不登校や中1ギャップの主な原因として、環境の変化や友人関係の複雑化、先輩との上下関係、教科担任制による学習環境の変化などがあります。小中一貫校は、小学校から中学校への環境の変化をなるべく小さくし、小学校と中学校の教員がともに児童生徒に丁寧に対応することで、その成長を見守り促していくことを目指しております。このことから、小中一貫校は不登校や中1ギャップの解消を目指す上で有効な対策の一つとなることが期待されます。

次に、の全校へのスクールカウンセラー配置についてのご質問でありますけれども、今年度、県のスクールカウンセラー配置事業によりまして、市内の中学校全校と小学校12校にスクールカウンセラーが配置をされております。また、市カウンセラーとしまして児童生徒サポートセンターに4名を配置しております。

現在、学校現場はもちろん、保護者や家族からの要請によりまして児童生徒のカウンセリングや検査、保護者のカウンセリング、教員からの相談などが増加をしております。引き続き、県への要望を含めて、カウンセラーの配置について充実させていきたいと、このように考えております。

最後に、の不登校、いじめ、体罰の状況の分

析と対策は効果的に行われているかどうかのご質問でございますけれども、本市の小中学校におけます不登校児童生徒でありますけれども、 でお答えしましたとおり、不登校の出現率が改善に向かって着実に推移していると言えます。わかりやすくお話するためにパネルを用意しましたので、ごらんいただければと思います。

まず、小学校ですけれども、このように平成25年度の出現率でありますけれども、こちらは初めて国、それから県の出現率より下回ったということでございます。この緑の縦のラインは平成21年ですが、これは全市的にハイパーQ Uを導入した年度でございます、ここを境として本市におきましては順調に出現率が下がってきていたと。やっと去年、国や県よりも本市の出現率は下がったということございまして、担当のほうからぜひ皆様方に理解してもらいたいということで用意させていただきました。

また、中学校ですが、中学校はこのようになっております。中学校につきましては、残念ながらなかなか思った減少に至ってはおりません。ですが、国や県は、議員がおっしゃるとおり、少し出現率が上がってきています。しかしながら、本市におきましては、24年、25年と率は同じでありまして、相対的には少し改善の兆しがあるということでございます。また、このラインはハイパーQ U導入のラインであります。小学校ほど顕著な変化はないわけではありますが、これは中学校の集団というのが必ずしも学級だけの集団ではないという部分も、こういったところにあるのではないのかなというふうな、ちょっと簡単な分析ですけれども、そんなことも考えられます。

また、いじめ、体罰の状況でありますけれども、全国レベルで重大事態が起きた場合、その年の認知件数が多くなる傾向にあります。本市において

も例外ではございませんが、どのような状況にあるうとも、私たちは一つ一つの事案につきまして、その原因を明らかにし、学校、保護者、市教育委員会がともに解決策を考え対応に当たるとともに、未然防止に継続してこれからも最大の努力をしてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 答弁をいただきました。

全国的な傾向といじめ、不登校、那須塩原では最重要課題として目標値を決めて取り組んでいるというお話がございました。ぜひ、今後も引き続きしっかりと、最後にグラフを出していただきまして、本当にありがとうございました。本当にわかりやすいということが言えると思います。

先ほど申されたとおり、夏休み前から夏休み後、9月にかけて不登校が増加するという傾向、これは現在も続いていると、そういう中でようやく小学校は全国レベルから下がったと、ただ、課題として中学校が依然として高いということだと思います。

そこで、さらに伺ってきたいと思います。市の不登校の人数を23年から見ると減少または横ばい状態ですが、不登校の率で見ると、今グラフを見せていただいたので、はっきりわかりました。どうなのかという問題を私も引きずっていました。那須塩原市はメープルという施設を使って利用法もしっかり進めてきました。先ほど質問も出しましたが、そういう中で不登校の解決に那須塩原市が大きな決断をしたと私は評価をしています。

栃木県の中学の不登校率が21年間連続で全国平均よりも高くなっていること、こういったことをあわせてもう一度答弁をお願いします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 夏休み以降、私たちは本当に毎年のことですが、9月の欠席調査の結果がとっても気になるところであります。これは、議員もご承知でしょうけれども、子どもたちは生活のリズムが変わるわけですね。新学期からずっと来ていたところ、夏休みという長期休業が入りますので、その生活のリズムからまたもとに戻るための、その時期が大変重要でありまして、そのところにつきましては、これまでの傾向から各学校におきまして丁寧につないでいく、そういうことに努力をしております。なかなか思うような結果には結びつかないわけですが、先ほどお話ししたようなハイパーQ Uのようなものなどを利用してきてから、やはり先生方、今まで以上に丁寧に一人一人の子どもにかかわろうとする、そういう姿勢が強くなってきておりますので、それが特に小学校においては功を奏してきている、結果として出てきているというふうに思っております。決して、中学校においてもそういう結果が出ていないというわけではございません。少しずつではありますが、改善の兆しが見えているということだけはお話を申し上げたいというふうに思っております。

また、中学校の場合には、先ほど申し上げましたように、それぞれ子どもたち、自分の内側に意識が向きますので、そういった部分について、やっぱり丁寧に一人一人状況が、事情が違いますので、そのところとどうかかわっていくかということは、本当に各学校の先生方が毎日のように丁寧に、特に不登校傾向にある子どもには大事にかかわっています。また、その保護者に対しましても同じような気持ちでかかわっているというように、なことをぜひご理解いただきたいというふうに思っております。

いずれにしても、私たち、数でくくってし

まいますが、数ではなくて一人一人、それがまさにとっても重要、大事なことだというふうに認識はしっかり持っておりますので、これからさらに一人でもそういった状況から脱して、健康に学校生活を送れるようにしていきたいと、このように思っております。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） ぜひ、一人一人、それぞれ個性があります。そして中学生ともなれば自我も芽生えてきます。こういったところ、しっかり受けとめていってほしいと思います。

答弁がありました。 に入っていきます。保健室登校児童に対するの答弁をいただきました。相談体制と対策委員会、全職員で取り組むと。家庭と密に連絡をとり合うと、こういう答弁がありました。悩みを抱えると自発的に相談に乗れる例もあると保健教諭が訴えています。子どもが休みがちになる前、早い段階で担任らが協力しながら休む原因を把握し、同級生と言葉を交わす場を設けてあげるなど、そういった対策をとることが不登校の予防になると述べられています。本市の連携はまずくはないと、むしろ私の考えていたよりいいと受けとめました。

そこで、伺っていきます。担任はクラスの仕事、養護教員は生徒のけがや病気の仕事があります。子どもと向き合う時間が少なくなっているのではないかと、教師の多忙化が言われています。その多くは、授業とは関係のない文部省や教育委員会の指定校、研究校などの報告書づくりと聞いています。これらを減らす取り組みについて考えを聞かせてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） とっても大切なことであらうというふうに思っております。やはり先生

方が子どもと向き合う時間をどれだけ確保してやるかということは、私たち教育行政側としても配慮していかなければならないものであろうというふうに思っております。先生方の多忙化の解消に向けては、何年も前から県教委のほうでも力を入れて、各団体に働きかけて、少しでもいわゆるその各種調査等、学校への照会の件数を減らしたりする努力はしているところであります。私ども教育委員会としましても、不要な事務処理を学校に極力依頼しないように全局挙げて十分配慮しているつもりであります。さらに軽減できるものはないかという、そういうスタンスを常に持ち続けながら、そのような配慮はしていきたいというふうに思っております。

学校におきましても、同時になるべくさまざまな会議等を効率的に進めるような努力はしたりしておりますし、今後さらに大いに期待しているところは、来年度、校務支援システムを更新する時期に入りますので、そういったもの、いわゆるICTを活用して校務処理をなるべく負担軽減して、少しでも子どもたちに向き合う時間を確保できるような、そういう取り組みを積極的に行っていきたいと、こんなふうに思っております。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 校務処理を減らせる、そういうシステムがICT化によってできると、今おっしゃられました。見通しとしては、どの程度考えられるのか、その辺ちょっと聞かせていただきたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 具体的に数量化して、これだけ減らせるよということは、なかなか表現しにくいわけですが、学校の場合、同じような処理を月ごとにやっていたりします。そうい

ったものをデータ化することによって、そこにかける、事務にかける時間が単純に言えば少しずつ軽減されていくであろう。あるいは、一つのデータをいろいろなところに利用できるという、そういうメリットもございます。そういった部分について、導入に当たっては各学校から代表に来ていただきまして、こういうところをぜひこうしてほしいんだというようなことを、十分意見を吸い上げて設計をかけておりますので、ある程度各学校におきまして、導入後、かなり先生方には活用していただけるものであろうと、こんなふうに思っております。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 答弁ありがとうございます。授業に関係ない業務の省力化、軽減化ということでお話をいただきました。

体罰や自殺問題が起きた学校が、文部省の道徳研究校であったという事例をよく聞くので伺いました。欧米のように少人数学級をさらに進めることを国に求めながら、今すぐ対応できる対策を求めて入っていききたいと思います。小中一貫校は不登校や中1ギャップに有効な手だてとなり得るかという質問をいたしました。有効な手だての一つと、こう言われました。こう質問したのはどうしてかといいますと、小中一貫校、間もなく軌道に乗るという状況です。

そこで、伺っていきます。小中一貫校の取り組みがあり、今まで県内の学校でも多くの学校が不登校、いじめの対策として小中一貫校の取り組みをしているからという理由で、減少の理由に挙げられました。東京都なんかも、その一つです。その東京都も、残念ながららふえてしまいました。そういう中では、那須塩原市は小学校だけでもクリアできたということは貴重な経験だと思います。そういう中で、ほとんどの小中学校、小中一貫校

の取り組みの中で減ってきたと、減少が見られると、今までそういう減少の理由を挙げてきましたけれども、ここに来てこの数字を見て、どのように捉えているか、聞かせていただきたいと思いません。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 本市の状況についてどう思うかというふうなことで理解して、お答えさせていただきます。

小中一貫校がオールマイティーであるというふうには私は思っておりません。恐らくそういう新たなシステムに取り組むことによって、また先生方が忙しくなってしまう、という部分もあるのではないのかなということも意味されているのではないのかなと思うんですが、要は、子どもたちのつまずきをどう、少しでも取り除いてやることのできるか、そのためには何が必要かということを考えることが、とっても大切なことであろうと思っております。

そういう意味では、今まででは子どもたちにイメージとして、小学校6年生には6年生という、こういう服を着るんだよという形での教育というのが今まで主流となってきたところもあるのかな。そうすると、実際には子どもたちの成長は今変わっていますので、なかなかそれに合わない。そういうところに不応の症状が出てきて、そういうものが不登校につながったりするということもあったのではないのかなと思います。

ですので、小中一貫校のコンセプトはやはり子どもの発達段階に応じた適切な指導をするということがとっても大切なことでもありますので、そういうことを通してもっともっと子どもたちの不応を少しでも軽減するということが、有効な手段の一つではないのかなというふうに私たちは考え

ているということでございます。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 質問のほうがちよっと鮮明でなくて、申しわけありませんでした。

中学校で子どもの成長に合わせた対応ができるという答弁だったと思います。そういう中で、さらに質問を先に進めていきたいと思っています。

今回の報告の中で、ふえるとは思っていなかったと、小中一貫校の取り組みをやっていたからという困惑を隠さないのは東京都の教育委員会の担当者、こう報道されております。小学校の不登校児は前年よりも約2割ふえて2,407人と、中学校も1割ふえて8,181人と、いずれも全国最多だったと、こういう報道があります。かつて、栃木県も東京都と1位を争う、そういう時代がありました。今はそういう状況ではないと思います。これからもしっかりとこういった対応、進めていっていただきたいと思えます。

に入ります。中長期的視野に立っての全校へのスクールカウンセラーの配置を求めました。スクールカウンセラーの全校配置ということで、成果を上げている、こういう学校があります。那須塩原も減ったうちのひとつと考えていいのかと思いますが、三重県の教育委員会の話です。昨年度、全公立中にスクールカウンセラーを配置したと、そうした中で1,371人の不登校が18人減少した、こういう報告です。全国的には非常に少ない事例です。減った率は1.3%の減少、それでも新聞に出ます。それだけ貴重な例だと私は受けとめています。担当者は不登校が減ったこととの関係は分析中だが、効果があると思えば小学校にも広めたいと、まさに言っていることは全校にスクールカウンセラーを配置すると、こういうことに近い言い方だと思えます。

さらに、長期的な視野に立ってということで、

不登校ではかなり有名な森田洋司さんという大学の先生がいます。かつて大阪市立大学にいた方だと私思うんですが、現在は鳴門教育大特認教授と、こうなっていると報道されています。「全国で7,000人も不登校児がふえた理由は、すぐにはわからないだろう」と、そのくらいこの問題、難しいのだと思います。「この問題は単年の数字に一喜一憂するのではなく、長期的視野に立って動向を注視して対策をとっていくのが重要だ。スクールカウンセラーの拡充など、現在の対策は間違っていない。欠席が30日に届かない早い段階から専門家が状況を分析し、適切な支援をすることが大切だ」と、こう言っています。そういう中でのスクールカウンセラーの配置の要望でした。これからも県のほうに引き続き要望していくという答弁をいただきましたので、これはこれで了解いたしました。

入っていきます。不登校、いじめ、体罰の、ここで大変貴重な資料を見せていただいて、非常にわかりやすく納得というものです。

ただ、8月の国の中央教育審議会では、こういう言い方をされています。中教審の8月7日の会合です。「小中一貫制度の理由に挙げている中1ギャップ、中学校にいじめや不登校が多発することについて、生徒一人一人の状況を見ることで防ぐことができる。少人数学級の必要性の議論が必要だ」との意見が出されています。「教員の養成や処遇改善については加配ではなくて正規の職員の数増といった思い切った改善をすべきだ」と、こういった声がありました。西洋の教育と同じように、しっかりと今の少人数教育をさらに進めていくというのを基本に据えるべきだという考えだと思いますが、考え方、聞かせていただけるとありがたいのですが。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 少人数学級の推進についての考えというふうに受けとめさせていただいてお答えしたいと思います。ご承知のとおり、日本以外の国、多くの国での学級の定員というのは現在40人が基準となっております。小学校1年生は35人ということでありまして、それよりもはるかに少ない数が、多くの国では学級定員として定められておりまして、今のように大変子どもたち、多様な子どもたちが一つの空間にいるわけでありまして、それを1人の先生が一人一人の子どもたちに満遍なく目を向けて偏りなく指導するというのにも限界はあるのではないかなと思います。ですので、その数はできるだけ少ないほうが、それはいいわけでありまして。

ただ、余りに少なくなってきましたと、今度は学習集団としての成立という部分もありますので、多くの国では恐らく20人から30人、35人ぐらいの間というふうなものになっているんだろうと思っております。

また、もう一方、国では少子化でどんどん子どもの数が減っておりますので、それに伴って教員の定数も減ってくるということも計算しながら、今後どういうふうな教職員定数を予算措置するかということは、これからの問題であると思いますが、現場としましては、やはりしっかりと先生方が学校に入って子どもたちの教育に当たってほしいという願いは、どこでも同じであろうと、こう思っております。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 話がどうしても教員の定数をふやせという話になると、国への要望ということになって、教育長には非常に答えづらいお話だったかと思いますが、やっぱり世界の流れがそういう方向だということであれば、しっかりそれ

を市のほうも求めていくという視野に立っていた
だきたいと思います。さらなる少人数学級、少人数
教育を求めまして、この項の質問は終わりたい
と思います。

議長（中村芳隆君） 質問の途中ですが、ここで
10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時12分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開
きます。

11番、高久好一君。

11番（高久好一君） それでは、引き続いて2
番に入ります。

全国学力テストについてです。

ことしから解禁された学力テストの学校別成績
公表について、学校の序列化や過度の競争を懸念
する声が上がっています。本市の対応と考えを求
めるものです。

です。本市で実施されている国・県・市のテ
ストの目的と活用について伺います。

です。テストの公表が順位競争を引き起こし、
テスト対策の補習や学校行事の簡素化、家庭訪問
の見直しまでが報道されています。必要な授業が
できなくなる弊害は起きていないのでしょうか、
本市の対応と考えを伺います。

以上、2点について伺うものです。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君の質問に
対し、答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） それでは、2番の全国
学力テストにつきまして2項目ほどご質問ござい
ましたので、順次お答えいたします。

まず、本市で実施されている国・県・市の
テストの目的と活用についてお答えいたします。

各テストの共通した目的は、一人一人の児童生
徒及び学年・学校全体の学力・学習状況の実態を
把握し、それに応じた学習指導の改善や充実に生
かすことでございます。全国学力・学習状況調査
と、ことしから始まりましたとちぎっ子学習状況
調査は、実施学年が重ならないようになっており
ます。本市では、さらに学力標準検査、NRTと
申しておりますけれども、これを行っております。
これら3つのテストの結果を総合的に見ることに
よって小学校1年生から中学校3年生まで、どう
いう力が十分ついているか、また、力を入れなけ
ればならないところはどこかを明らかにし、日々
の授業内容や指導方法の改善に生かしているところ
であります。

続いて、テストの公表についての本市の対
応及び考えをについてお答え申し上げます。

でもお答えしたとおり、各テストの目的が一
人一人の児童生徒の学力・学習状況に応じた学習
指導の改善・充実であることであり、各テストの
結果は、あくまでも学力や学習の状況の特定の一
部分であることから、学校の序列化や過度の競争
が生じる可能性のある内容についての結果を公表
する考えはございません。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 答弁がありました。さら
に進めていきたいと思えます。

全国学力・学習状況調査、県のテスト、さらに
市のテストの目的と活用について伺いました。そ
こで、さらに伺っていきます。改めて見ると、小
学校2年、3年を除けば、中学校3年まで毎年テ
ストを行っているということになります。重なら
ないように配慮している、そう言われましたが、

中学はこのほかに中間テストや学期末テストがあります。市はこうした実態をどのように捉えていますか。テスト漬けという認識はありませんか。議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 議員おっしゃるとおり、各学年ごとに幾つかのテストを実施しているという実態がございます。ただ、これにつきましても、現在少しでも児童生徒、そして学校に負担がかからないような実施の方法はないかということで、その見直しを現在しているところでございます。

ただ、もう一方で、子どもたちにどういう力がついていったか、あるいはどういうところが伸ばせたか、逆にどういうところについて指導の不足する部分があったのかということ客観的に把握することも、同時に指導方法の工夫、改善をするためには大切なことであります。そちらは両方を両立させるにはどうしたらいいかということが大変大きな課題になるわけでありまして、そのところをさらに見直しをかけているというところでございます。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 答弁ありがとうございました。生徒に負担がかからないよう客観的な学力をしっかりと把握したいと、そういう思いからのテストであるという答弁だったと思います。

これは、香川県の例です。先ほども家庭教育で香川県の例が出ましたが、私も原稿にそれを使ってやりたいと思います。香川県内の中学校が学力テスト、校長会による診断テスト、定期テストなど年に十数回のテストに追われていることを教師が報告しています。テストあって教育なしの状態とも言っています。学ぶことが楽しいと思えないような状況が人間の発達にどのような悪影響を与えるかについて考えなければならないと大学の教

授が言います。

そこで、伺っていきます。昨年の学習の評価は、今回のテストによってどのように分析することができたのですか。分析できないところがあったのであれば、そのできなかったところも聞かせていただきたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） この全国学力・学習状況調査ですけれども、これは対象学年が毎年同じ学年で実施するわけですが、対象となる子どもは変わってまいりますので、必ずしもそれが次の指導に、分析をしてどうこうということは、特に中学校3年生の場合には卒業してしまいますので、なかなかいたしかねないという部分もございます。そういうところを補うためもあって、とちぎっ子学習状況調査というものが、もうことしから始められたのではないのかなというふうに思っておりますが、いずれにしても、その学年固有の問題として分析できる内容と、それからその学年の学習内容の難易度というんでしょうか、そういったものに起因してつまずきがあるかというような分析と、2通りあると思っております。

また、全市的な傾向として捉えられるものもあれば、各学校、学年固有の傾向というものもございますので、一概にどうこうということは申し上げられません。一番大切なことは、その当該学年の分析、それを各学校でしっかりやっていただいて、それを次の指導に生かすということがとっても大切なことであろうと思っておりますので、そのつまずきの部分につきましては、その年度によって多少変わっているということをご理解いただきたいと思います。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 答弁をもらいました。学

生固有の分析と学年固有の分析、全市的な捉え方、大切なのは次の指導に生かすということだったと思います。今回のテストの分析について聞きました。

文部科学省は25日、小学6年生と中学3年生を対象にしたことし4月に行った全国一斉学力テスト、全国学力・学習状況テストの結果を公表しました。国語と算数・数学の2教科で基礎知識を問うA問題と活用力を試すB問題の2種類があります。B問題の資料を見て文章をつくる、文章を読み自分の考えを述べるというところに課題が残るといのが課題だったと思います。これは例年と同じというような報道をする新聞もあります。

そこで、伺います。

今の子どもたちも私たちと同じような弱点があり、なかなか解決できない状況になっているのかと単純に思っていますが、教師たちはどう受けとめていますか、聞かせてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 議員おっしゃるとおり、全国学力・学習状況調査、特に学力調査のほうにはいわゆるA問題、B問題がございます。A問題については主に知識を問う問題、B問題につきましては、それを活用する問題ということでありませう。今まではどちらかという各教科指導は、やや知識、技能を習得するというところにウエートがかけられていたのではないのかなと思います。

しかしながら、これからの時代、必要なものは、そういった知識や技能をどう生かしていくか、まさに思考力、判断力、表現力、そういった課題解決型の学習というものが、これからは強く求められていくようになってきているのではないのかなと、その部分の意識を変えていくためにも、このB問題をしっかりと分析することがこれからは

とっても大切になるのではないのかなというふうに思っております。ある意味、なかなかB問題がA問題と比べて平均正答率が低いというのは、やっぱりその学習のスタイルをこれから変えようとしている、その部分がこういう形に、私はあらわれてきているのではないのかなというふうに思っております。

ですから、今後はできるだけ課題解決型の学習スタイルが1単位時間の中でどういうふうに組めるかということをしかりと研究していくことも大切であると思います。そういう意味で、1単位時間、小学校は45分、中学校は50分ですから、そのそれぞれの1単位時間の中で済ませられるのかということも、つまり1時間の授業をどう見るかという、そういう発想も今後はひょっとすると変えていかなければならないのではないのかなと、私個人としては思っております。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 答弁ありがとうございました。課題解決型の授業が必要なのかなと。私こうして見ると、全国学力テスト、以前全世界的に行っていたPISAのテストと同じような傾向になってきたのかなと、そんなふうにも受け取ることができます。今の答弁でこれからの学習のスタイルを変えていくという、まさにこれから那須塩原市を背負っていく子どもたちに求められている一番大事なところに集中して、こういった問題、やっていかないとなかなか解決できないと、私たちの、私の弱点とも共通しているということを申し上げて、に移ります。

テストの公表が競争を引き起こしておりという問題で質問をいたしました。しっかり対応しているという答弁だったと思います。

私たち日本共産党は、全国学力テストの公表が順位競争を引き起こしており、やめさせるべきだ

として国会に、国に、公表をやめるよう求めています。先日、テレビを見ていますと、沖縄県の教育委員会が、教育委員長がテレビに出ました。意地でも全国順位を上げるとして、学力テストの補習対策の実施、学校行事の簡素化、4月実施の家庭訪問の見直しまで、通知を出して求めています。テスト対策により必要な授業ができなくなっている弊害を明らかにしました。

さらに、各都道府県が、これ栃木県が入っているかどうかわかりませんが、多分入っていると思います。教育振興基本計画で全国平均を上回るなどの目標を掲げ、県ごとの競争を引き起こしている、こういう実態を報告、報道されています。文科大臣は、単純に点を比べるという意味での過度の競争原理を促進させることは、教育委員会で十分な配慮を行う必要があるとしています。文科省の初等中等局長は、「序列化や過度な競争による弊害が生じないように、十分配慮することも重要だ」と述べています。ところが、国は結果をさらに、公表を進める方向を示しています。

そこで伺います。市は序列化や過度な競争から必要な授業や学校行事を確保するために、どのような対応をしているのか。市独自の対応もあったら聞かせてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） まず、全国学力・学習状況調査についてですが、学力調査が非常にクローズアップされておりますけれども、付随して学習状況調査というものもっております。新聞報道の中には、子どもたちの携帯やスマートフォンの利用時間、使用時間ですか、そういったものがちょっと触れられておりましたけれども、私たちとしては、そちらの学習状況調査も大変重要な資料であるというふうに思っております。こちらの

ほうには、子どもたちの学習に向かう姿勢であったり、基本的な生活習慣の状況だったり、そういったものが学習状況調査のほうからしっかり見えてまいります。それと学力調査の結果とをしっかりとつないで、その改善策を練るということがとても大切なことであろうと思っております。

他県や市以外の自治体の取り組みについて私ここでコメントする立場ではありませんので、何も申し上げませんが、少なくとも本市におきましては、人づくり教育という大きな柱を立てて人格の基盤づくりを進めていくというわけでありますから、そのために学力、体力、それから社会力、そして豊かな心と、それがバランスよくしっかりと学校教育の中で育てていく、そういうことが外れないようにしっかりとやっていきたいと、こう思っております。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） ありがとうございます。スマートフォン、子どもの家庭での生活、そういったものも学力テストには入っているというお話がありました。人づくり教育、市の基本的な考えの立場をしっかりと堅持していきたいというお話だったと思います。人格の完成に向けた教育をしっかりと追求していただきたいと思います。全ての子どもに等しく教育環境を整備し、成長、発展を保障する公教育を守り発展することに力を尽くすことを述べて、この項の質問を終わります。

続きまして、3番の職員の待遇改善について質問を行っていきます。

ここで、訂正を5カ所ほどお願いしたいと思います。5カ所です。

「総務省が8月7日」とありますが、「7月4日」に、そしてその後に「官制ワーキングプア」というところの「官制」の「制」の字が下に衣が入る「製」の字に訂正をお願いいたします。後は、

読んでいきながら のところでまたお願いすることにします。

総務省が7月4日に官製ワーキングプアと言われる地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善を求める通知を行ったことから、以下の点について伺うものです。

です。市の現状と問題を伺います。

です。契約更新を繰り返してきた職員などを一般職員として任用すべきと思いますが、市の考えを伺います。

です。次の再任用まで空白期間がある職員の健康保険や厚生年金の取り扱いについて市の考えを求めます。

です。国は「任期付短時間勤務職員」の積極的活用を強調していますが、臨時・非正規、ここから片方に間違いがあります。「正規化」の「化」ばけるを平仮名の「から」として、「や」を「ら」にさせていただきたいと思います。現在、自治労連で検討中の「任期の定めのない」の「任期」の字が抜けていますので、これを入れて訂正させていただきたいと思います。ここからはもうありません。短時間公務員制度の確立こそ急ぐべきと思いますが、市の考えを求めます。

以上4点について市の考えを伺うものです。議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君の質問に対し、答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強君） まず、 の市の現状と課題についてお答えをいたします。

本市には、平成26年8月1日現在、延べ人数で約660人の臨時及び非常勤の職員が勤務しております。今回、平成26年7月4日付総務省自治行政局公務員部長名で配信された通知の中で、新たなポイントが幾つか示されましたが、例えば、空白期間の問題に関して、再度の任用の場合の新たな

任期と前の任期との間に一定の期間を置くことを直接求める規定は関係法令上存在せず、任期については業務の遂行に必要な期間を考慮して適切に定めることが必要である旨、示されておるところでございます。

本市においては、現在この趣旨を踏まえた運用をしてございまして、客観的な能力の実証を経て、再度任用となる場合は空白期間を設けることなく、再度の任用を行っているところでございます。

主な課題としましては、任用形態上の問題としまして、本市の非常勤については、現在全て特別職というようなことで任用しているところでございますが、その職務の内容によっては一般職での任用について、今後検討する必要があると考えているところでございます。

また、この通知には直接関係ないかもしれませんが、資格を必要とする臨時保育士、あるいは臨時保健師の確保に苦慮しているというふうな課題もあるところでございます。

次に、 の契約更新を繰り返してきた職員などを一般職員として任用すべきと思うが、市はどう考えるかというふうなことにつきましてお答えいたします。

任期の定めのない一般職の職員の採用につきましては、地方公務員法において競争試験または選考によるものとされていることから、何度も臨時職員等として任用されているからといって、任期の定めのない一般職として任用することはできないと考えております。

次に、 の次の再任用まで空白期間がある職員の健康保険や厚生年金の取り扱いを市はどう考えるかについてお答えいたします。

先ほど答弁申し上げましたとおり、本市においては、再度の任用に当たって意図的な空白期間を設けておらず、その場合、健康保険や厚生年金保

険についても継続されているものとして取り扱っております。今後も臨時及び非常勤の職員の健康保険や厚生年金保険につきましては、これまで同様、制度の趣旨に沿って適切に運用してまいりたいと考えているところでございます。

次に、の自治労で検討中の任期の定めのない短時間公務員制度の確立こそ急ぐべきと思うが、市はどう考えるかについてお答えをいたします。

本市としましては、今後とも現行制度の中で任期の定めのない職員を初め、臨時職員や非常勤職員、任期付職員など、多様な任用形態を有効活用しながら、その職務内容に合った適切な任用に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） それでは、再質問をしていきます。

660人の非正規の職員がいるという答弁でございました。全職員の中で、これどの程度のパーセンテージになるか、計算は出しているでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強君） 今のご質問は、正規の職員と臨時・非常勤の職員を合わせた中で、臨時・非常勤の職員の占める割合というふうなご質問かと思えます。正規職員につきましては、現在のところ795名というふうなことでございますので、半分まではいかないけれども、40%程度は臨時あるいは非常勤職員が占めているというふうな状況となっております。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） こういった質問をするのは、私2回目です。以前に那須塩原市の保育士の問題で質問をいたしました。そのときは、那須塩原市の保育士の臨時の占める割合、全体で72%と

いう大変すごい数字でした。再びこういった質問をすることになりました。保育士の場合は、先ほど答弁にあった資格のある職員ということの中での、そういった比率です。2番に入りますが、契約更新を繰り返してきた職員などを一般職員として任用すべきと思うがというので、質問を2番でしたんですが、この2番の質問の中では、正規の職員はしっかりと任用試験をやった上での採用としてきたと、そういうことで対応していきたいというのが答弁だったと思いますが、資格があってという職員も同じように対応するというところでよろしいでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強君） ただいまお尋ねの件につきましては、既に資格を持っている職員についても採用試験をするのかどうかというふうなご質問かと思えます。それにつきましては、結論から申し上げますと、資格を持っていたとしても採用試験は行うというふうなことでやってございます。それにつきましては、やはりその資格を持っていても、やはりある一定の教養レベルというふうなものが求められるであろうというふうなこと、それから、人格的にどうなのかというふうな点もございまして、やはりそういった教養試験、あるいは面接を通した上で、市のほうが求めている職員のほうを、それを採用させていただきたいというふうな仕組みで現在行っているところでございます。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 資格があっても、市の職員として適切な人格を備えているかどうかという、そういうお話だったと思います。繰り返し契約更新をしてきたということは市のほうは人格的には認めているということなのとは違いますか。その

辺のところ、聞かせていただきたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強君） 繰り返して任用してきたというふうなことにつきましても、その臨時あるいは非常勤の職員としてやってきてくださった方がやはり優秀だったというふうなことは間違いないというふうには考えます。

ただ、やはりその手続として、職員となる手続として採用試験というものがあるわけでありますので、そういうふうな方については採用試験を受けていただき、それで正式な職員となっていくのが正式な採用というふうなことになるのかと思います。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 資格があって、任用を繰り返しても、しっかりと試験を受けて入ってきていただきたいという、そういう答弁だったと思いますが、ちょっと矛盾したところがあると思います。そういう考えだと、市のほうはわかりました。

ただ、官製ワーキングプア、今度の通知もあります。しっかりとこういったもの、受けとめながら市のほうで対応していったほうがいいと思います。

それでは、3の中に国保や年金のお話をしておきましたけれども、こういったものはしっかりと対応しているというお話でございました。

私たち日本共産党は、国会と地方でも質問などで脱法的なやり方は許されない、官製ワーキングプア、なくすべきだと、正規の雇用化を行うべきだと、こう求めてきました。通知の内容をしっかりと活用して対応するよう、さらに求めていきたいと求めるものです。

に入ります。国は任期付短時間勤務職員の積極的活用を強調しているが、臨時・非正規や現在任用期間の定めのない自治労連で検討中の短時間

公務員制度の確立こそ急ぐべきだというお話をしました。答弁がありました。現行の対応の中で適切に対応したいというお話でございますございました。

そこで伺っていきます。国が任期付短時間勤務職員の積極的活用を強調している理由をどのようにとらえていますか。聞かせてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強君） 国のほうにおきましては、任期付職員、短時間というふうなことを推奨しているわけでございますけれども、やはりその任用に当たりますと、いろいろな形態があるというふうな中で、それぞれに仕事の、職務の内容、それに伴った勤務条件、そういったものがおのずと違ってくるというふうなことになります。国が言っていますのは、そんな中でやはりある程度の責任なり職務内容というものについては、それなりの身分の確保、勤務条件の確保も考えたほうがいいんじゃないかというふうなことで、その任用形態の一つとして任期付職員というふうな制度もあるので、活用をしてもらいたいというふうなことで理解をしております。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） いろいろな雇用形態の中で、勤務条件の一つとして国が勤めているんだと、そういう受けとめということでよろしいんだと思いますが、総務省は官製ワーキングプアの解消を掲げながら、一方で雇いどめしやすい任期付短時間勤務職員の積極的活用を強調しています。臨時・非常勤職員の待遇確保によって継続的に活用しながら任期付職員へ置きかえの促進を狙うものです。自治労連は、通知の改善面を生かし、非正規雇用職員の待遇改善と働き続けられる職場づくりを進めるよう呼びかけています。任期付短時間

勤務職員の活用では、専門性や継続性の確保、雇用の安定といった問題を解決することはできません。官製ワーキングプア、続けるというのが国の方針です。臨時・非正規からも任期の定めのない短時間公務員制度の確立を早急に求めるものです。那須塩原市を非正規ではなく、正規雇用が当たり前職場に近づけていくことこそ、定住促進にもつながる、こう確信するものです。

以上で、この項の質問を終わります。

続きまして、4番の米価対策です。

2014年産米の概算金が出始めました。コシヒカリの価格では、生産費をも下回る1万円を割る異常事態となっています。国への働きかけについて本市の考えを求めるものです。

です。稲作農家が再生産の意欲を保つことができるよう緊急措置を国に要請する考えはありますか。

です。2010、2013年度に隔離対策が行われましたが、決定が2月、3月とずれ込み、下落への歯どめの効果は薄れる結果となりました。国に早目の隔離対策を求める考えがありますか。

以上、2点について伺うものです。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 高久議員の質問にお答えいたします。

米価対策でございますが、緊急措置を国に要請する考えがあるかどうかですが、JA全農とちぎにおいては、今年度産コシヒカリの概算金を内金方式として出荷時点で1俵当たり8,000円の内金をまず支払い、販売の見通しが立った時点で追加払いを行い、全てが、総合的に販売が終了した時点で精算金を支払うと。昨年までは2段階だったものがことしから3回に分けて支払いを進めると、

こういうことが発表されております。この8,000円の内金については、昨年の1万1,800円に比べると何と3,800円、こういう大きな収入の減少になると、こういうことが発表されております。国においては、減収の一部を補填する影響緩和措置を講ずるとしてありますが、現時点でその実態を正確に把握しておりません。払うと、こういう状況、この影響緩和措置を出動させると、こういう状況に至っております。

主食用米の価格は、今後も低迷すると推測される中、那須野農業協同組合においては、主食用米から転換作物として飼料用米の活用について研究を始めており、この研究調査には市も参加しております。また、8月中旬には那須野農業協同組合の組合長、専務、常務のほか幹部の皆さんと、私を初め、副市長、農務担当職員とによる農政についての懇談会を開催し、飼料用米の活用研究を初めとする今後の方向性、可能性について共通認識を図りました。具体的にその場で話し合われたことは、私も余り知りませんでしたが、主食用米より飼料用米をつくったほうがもしかすると収入がふえちゃうと、こういうとてもおかしな状況が今予想されていると、こういうことで、JA関係者の危機感は極めて強いと、こういう状況にございます。

今後も、これらの状況を踏まえて緊急措置の要望については、主食用米の市場価格に注視しつつ、栃木県、農業関係団体等と情報を共有しながら、必要に応じて対応をしていきたいと考えております。

続きまして、の国に早目の隔離対策を求める考えがあるかどうかの質問ですが、隔離対策は、過剰米を市場から隔離することで、過去にも行っておりますが、米の値下がり歯どめがかかるものであり、その量や時期により効果には差がある

とも言われております。隔離することで米の値下げに歯どめをかけることが期待できはいたしますが、市場原理からすれば、米の価格は需要と供給のバランスにより決定されるものであることから、市といたしましては国の緊急措置の要請と同様な対応をしていきたいと現時点で考えております。

第1回の答弁といたします。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 答弁がありました。市長の言うとおり、コシヒカリ、1万円を下回るという状況から内金方式で8,000円ということで、さらに下がったという大変な状況になっています。支払方法は先ほど市長がおっしゃったとおりです。こういう状況に、千葉県匝瑳市の農業委員会、ここは国に米価暴落に対する緊急措置を求めて建議を国に提出したと、農業委員会、もう少しすると危ないから、このまま進むとこういってこともできなくなると、農家はさらに手足を縛られるという状況に農業政策ではなってしまうかと思いますが、そういうことをやった農業委員会もあるということでお話をしていきたいと思っております。緊急措置ということでお話をしました。

その中で、ナラシ対策というのが対応されるというのが報道されました。このナラシ対策に国は15年の予算にということで、15年の概算要求に収入減少影響緩和対策移行円滑化対策と、こういう名前だそうですが、274億円を盛り込みました。ナラシ対策に加入していないが、米の直接支払交付金に加入し、米の生産調整に参加した農家が対象になるとしています。

そこで伺っていきます。一定の補償が発表されましたが、補償を受けられるのは米生産農家全てになるのでしょうか。米、麦、大豆など2014年の収入が確定して、15年度に交付するとしています。米だけしか生産販売していない小規模農家も

受けられるのでしょうか。生産を続けるか、やめるか、米生産農家や兼業農家にとっては大変大きなことなので、わかりやすく答弁していただきたいと思っております。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） ただいまございました収入減少影響緩和対策というところで、俗に言うナラシという対策でございますが、こちらの対象となる米農家はどのような米農家かということだと思んですが、まず耕作面積が4ha以上の認定農業者等を対象にしました農業者の拠出金を払っている皆さんを対象としたものといたしまして、標準的収入から販売収入を引いたとき、販売収入が下回った場合は、その下回った損失額の9割を補填するというものが1つあります。今言ったお話は耕作面積が4ha以上ということで、認定農業者であるという方々が対象です。

これ以外の方々ということについては、4haという面積要件を満たしていませんが、ただし生産調整に参加している農家、ほとんどの方が生産調整に参加しているということで我々は理解しておりますが、そういう方々につきましては、これは先ほどお話しいただきましたナラシ移行のための円滑化対策ということで、今年度に限って、やはり標準的収入と販売収入の差額金額の、要は減収額の3分の1を補填するというような制度になっているということでございます。

我々としては、これによりまして限りなくほとんどの稲作農家がカバーできるのかなというふうに理解しているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 答弁がありました。ありがとうございます。

さらに、この補償の内容と米農家対策について伺っていききたいと思います。

この制度、今部長がおっしゃいました単年度限りで、補填水準はナラシ対策よりも低いと。認定農家は4 ha以上、こちらは9割、そして小規模農家は3分の1ということで、私受けとめました。これでいいかどうか後で聞かせてください。農家経営がどこまで安定するかは未知数だとも言われております。10 a当たりで換算するとどのくらいになるのでしょうか。これもあわせて聞かせてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） ただいま、10 a当たりの収入ということだったんですが、私も1俵当たりということの手持ちのほうの計算をしていますので、今年度8,000円だったということを想定しての話でよろしいですか。そうしますと、標準的収入というものにつきましては、栃木県の平均値ということで整理されていますので、そちらにつきましては1俵当たり1万3,573円ということになります。それに対しまして、販売的収入ということで、こちらについても8,000円ということで計算させていただきますと、こちらが、大変失礼いたしました。要は、先ほどお話ししました4 ha以上の認定農業者の場合の、要は標準的収入額から販売収入額を引いた額というものが実質の損失額が幾らかということですが、そちらにつきましては、5万999円ということになりまして、1俵当たりになりまして、その9割が補填されるということでございますので、4万5,899円が国のほうによって補填される額ということでございます。これを1俵当たりで換算いたしますと5,016円ということでございます。したがって、ナラシ対策の場合は全部で実入りと

してあるものが、まず8,000円の内金、プラス今言いました政府のほうのナラシ補填ということで5,016円、さらに生産調整協力金というのがございますので、それが793円ということになります。合計といたしまして1万3,809円ということがナラシ対策でもってカバーされる金額だということでございます。

ナラシがない4 ha以下の方のお話をさせていただきますと、こちらにつきましては、損失の補填額が1,881円ということになります。したがって、8,000円に1,881円を足して、さらに先ほど言った生産調整協力金が793円足されますので、合わせまして1万674円が、要するに農家の手元に入る、損失額も含めた額だということでございます。すみません。大変てこずりまして、申しわけございません。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） ありがとうございます。大変な計算を急いでやらせてしまって、申しわけありません。

那須塩原市の農家の皆さんが大変心配している額です。これから農業をどうするか、そういう大きな問題です。ただ、さらに来年からの話になりますが、一方でこのナラシ対策は15年度から面積要件を廃止するとしています。聞こえはいいんですが、対象は認定農家と農業法人とされています。小規模農家は加入すらできないと、そう私は文章から判断しましたが、これでいいんだと思うんですが、小規模農家切り捨てではないかと、こういう不安が農家に広がっています。日本で家族農業、4 ha以下の小規模農家を切り捨てて、自給率が向上するとは考えられません。世界の農業は家族で経営するのが、経営できる農業を大事にするという政策を中心に据えました。この流れに、今回の対応はTPPと同じように逆行します。

そこで伺います。農水省は今回の特例措置を通し、ナラシ対策への加入を促すとしています。一方で、小規模農家からは来年はナラシにも加入することはできない、そういうことになります。農業を市の基幹産業を位置づける那須塩原市はどのように捉えていますか。市の考えを聞かせてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） 議員の認識とちょっと違うんですが、小規模農家がナラシ対策を受けられないということじゃなくて、要は今まで面積要件というものがあって入れない農家がいたわけです、そのセーフティーネットというものに。それを来年度から、面積要件を外します。そのかわり、小規模の農家の皆さんも優良農家であれば、要はちゃんと農業者が払うべき拋出金というものを払って、セーフティーネットというものに乘っていただければ、ナラシ対策同様9割については今後についても補償するというような内容になっているというふうに私どもとしては認識しているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 私のほうの認識が間違っていてよかったということになるんだろうと思います。ぜひとも今度の件は、それにしてもやはり国の農業の方向が世界で競争できる農業と、こういう位置づけで、そういう方向にこれからもさらに進んでいくものと思います。那須塩原市の農家、そして日本の多くの農家が、意欲ある農家の全てが安心して生産できる農業を求めるものです。

に移っていきます。

2010年、2013年度に隔離対策が行われた結果が2月、4月とずれ込んだため下落への歯どめの効

果は薄れる結果となりました。それについても答弁がありました。需要と供給との関係で、この値段とか、こういったものは決まってくるものと、そういう答弁だったと思います。国と同じ方向で、こういった考え、進めていきたいという答弁だったと思います。意欲ある農家が安心して営める農家、那須塩原市の基幹産業である農業をしっかりと支えられる市の対策を求めて、今回の質問を以上で終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（中村芳隆君） 以上で、11番、高久好一君の市政一般質問は終了いたしました。

市政一般質問を終わりたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

市政一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（中村芳隆君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時06分